

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

2025 年 8 月 19 日

アジア主要国のリテール金融市場の現状と課題

～東南アジア・インド～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員 福地 亜希

aki_fukuchi@iima.or.jp

経済調査部 上席研究員 小宮 佳菜

kana_komiya@iima.or.jp

<目次>

I. 総論	4
1. アジア主要国における金融包摂と銀行貸出の動向	4
(1) 金融包摂の現状	4
(2) 銀行貸出の動向	5
2. アジア主要国のリテール金融市場	5
(1) 概要	5
(2) 制度・規制動向	7
II. 各国編	8
1. タイ	8
(1) リテール金融市場の現状と課題	8
(2) 金融セクターの健全性	12
(3) 小括	13

2.	インドネシア	14
	(1)リテール金融市場の現状と課題.....	14
	(2)金融セクターの健全性	18
	(3)小括.....	19
3.	フィリピン	20
	(1)リテール金融市場の現状と課題.....	20
	(2)金融セクターの健全性	22
	(3)小括.....	24
4.	ベトナム	25
	(1)リテール金融市場の現状と課題.....	25
	(2)金融セクターの健全性	27
	(3)小括.....	29
5.	カンボジア	30
	(1)リテール金融市場の現状と課題.....	30
	(2)金融セクターの健全性	33
	(3)小括.....	34
6.	インド	35
	(1)リテール金融市場の現状と課題.....	35
	(2)金融セクターの健全性	40
	(3)小括.....	40
7.	今後の展望と課題	41
<主な参考文献>		42

＜要旨＞

1. 東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国およびインドでは、金融包摂および金融深化の進捗に濃淡がある。金融機関に口座を保有していても、正規の金融機関からの借入が可能な割合は限られており、銀行口座を持たない（基本的な金融サービスにアクセスできない）Unbanked 層に加えて、銀行口座は持っているものの金融サービスによりニーズが十分に満たされていない Underbanked 層の金融サービスへのアクセス改善も重要な課題となっている。
2. 各国における銀行貸出は、国毎に状況が異なる。タイでは、家計債務問題を受けた中銀による各種ローンに対する規制強化や低所得層を中心とする所得の伸び悩みの影響などもあり、伸び悩みが続いている。経済成長を上回るペースでの貸出拡大が続いてきたカンボジアでは、景気減速や不良債権比率上昇の影響などもあり、足元にかけて貸出ペースは鈍化している。インドでは、不良債権比率が低下を辿るなか、

銀行貸出ペースが加速している。

3. 家計向け貸出は、住宅ローンを中心に拡大している一方、オートローンやクレジットカードローン、パーソナルローンなどについては国によって普及度合に差がある。所得水準が高いタイでは、クレジットカードやパーソナルローン等についても一般的な借入手段として普及しているほか、フィリピンやインドネシア、インドなどでも家計向け貸出全体に占めるシェアはまだ小さいもの、一定の伸びを示している。
4. 各国では、従来、商業銀行が金融セクターの総資産および家計向け貸出でも大きな割合を占める。ただし、商業銀行のサービスへのアクセスが難しい所得水準が相対的に低い層、あるいは商品購入やサービス利用時には、ファイナンス会社やクレジットカード会社などのノンバンクが重要な役割を担っている。また近年は、金融サービスのデジタル化に伴い、従来型の金融機関によるモバイルやオンラインを通じたデジタルローンやフィンテック企業によるローンの提供なども急速に拡大している。
5. 金融法制度や規制枠組みの整備状況に関しても、各国で開きがある。インドネシアやインドについては、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化で慎重なアプローチを採用しており、全般的に先行している。一方、ベトナムやカンボジアでは、現時点では住宅ローンを含めて中銀による規制は未整備で、今後、金融市場の発展に応じた規制枠組みの整備が期待される。規制枠組みの整備と併せて消費者のリテラシー向上を通じたリテール金融市場の健全な発展が期待される。
6. 先行き、中長期的には経済成長および所得水準の向上に伴う消費者ローン市場の拡大が見込まれるものの、雇用・所得環境の改善による中間層の拡大と信用情報の蓄積・改善が鍵となる。また、市場の拡大ペースは各国のクレジットサイクルや金融当局の規制動向等の影響を受ける可能性を念頭に置く必要がある。

はじめに

東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国やインドでは、経済成長および所得水準の拡大に伴い金融機関のリテール向け貸出が拡大している。一部の国では、家計債務の増大や金融機関の不良債権比率の上昇、商業銀行にとどまらず、ノンバンクやフィンテック企業などによるリテール向け融資の拡大に伴う潜在的なリスクの増加を受けて、各国金融当局は規制・監督を強化している。

本稿では、まず、アジア主要国の金融包摂および金融深化の現状と課題を概観したうえで、各国における金融システムの概要および家計向けを中心とする貸出動向や金融セクターの健全性、さらには規制枠組みの整備状況を整理し、今後の展望と課題について考察する。

I. 総論

1. アジア主要国における金融包摂と銀行貸出の動向

(1) 金融包摂の現状

東南アジア諸国連合（ASEAN）主要国およびインドでは、所得水準と同様、金融包摂の進捗にも濃淡があり、15歳以上人口に占める金融機関の口座保有率は、シンガポールやタイではほぼ100%、インドでも約8割に達する一方、インドネシアやフィリピンでは約5割、ベトナムやカンボジアでは3割程度にとどまる（図表 1-1-1）。また、クレジットカード保有率は、シンガポールやタイを除く多くの国で1割に満たない。

また、金融機関に口座を保有していても、正規の金融機関からの借入が可能な割合は限られており、タイやカンボジアでは3割程度、インドネシアやインドでは1割程度にとどまる。銀行口座を持たない（基本的な金融サービスにアクセスできない）Unbanked 層に加えて、銀行口座は持っているものの金融サービスへのニーズが十分に満たされていない Underbanked 層の対応も重要な課題となっている。

従来、各国の金融システムにおいては、商業銀行が中心的な役割を担っているが、各種規制への対応やコストなどの問題もあり、低所得層や零細事業者に対する与信リスクを直接取り難いなか、Underbanked 層に対する信用供与では、ノンバンクに加えて、近年は高度なテクノロジーを活用したフィンテック企業によるデジタル金融サービスも重要な役割を担いつつある。また、銀行による金融サービスのデジタル化や新たなモバイルバンキングアプリの導入、銀行とフィンテック企業による連携の動きも活発化している。

図表 1-1-1：ASEAN 主要国・インドにおける主な金融包摂指標

	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	インド
人口(100万人)	6.0	33.5	70.3	281.6	113.2	101.3	17.2	1441.7
1人当たりGDP(ドル)	90,674	12,541	7,492	4,958	4,079	4,536	2,755	2,711
民間部門向け信用(GDP比、%)	129.1	116.1	115.1	31.8	49.8	125.0	122.6	50.1
金融機関口座保有率(%)	98.0	88.7	91.8	56.3	50.2	70.6	39.0	89.0
正規の金融機関からの借入経験(%)	42.8	14.5	16.9	14.4	9.4	7.7	16.2	14.5
オンラインショッピング利用経験(%)	58.4	54.0	46.6	26.3	27.4	46.2	13.8	16.2
クレジットカード保有率(%)	41.7	13.2	8.0	5.9	3.0	5.8	0.8	4.6
デビットカード保有率(%)	95.0	80.1	56.9	41.4	20.1	64.8	11.6	37.6

(注) 1. 2024年時点。ただし、『民間部門向け信用』のうち、シンガポールは2023年時点、インドは2021年時点。シンガポールの『正規の金融機関からの借入経験』、『オンラインショッピング利用経験』、『クレジットカード保有率』は2021年時点。

2. 『金融機関口座保有率』、『正規の金融機関からの借入経験(過去12ヵ月)』、『オンラインショッピング利用経験(過去12ヵ月)』、『クレジットカード保有率』、『デビットカード保有率』は、15歳以上の人口に占める割合。

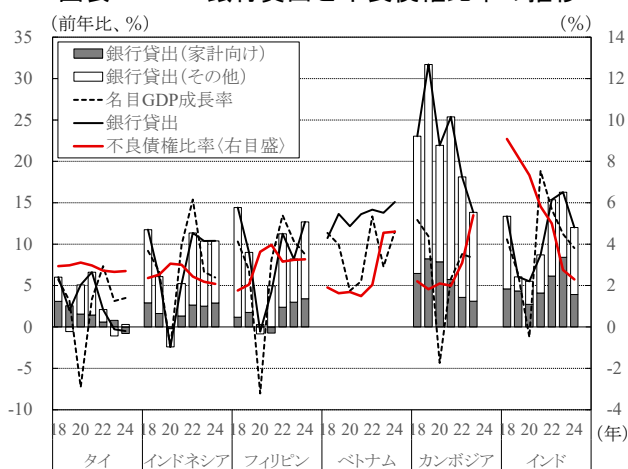
(資料) IMF、世界銀行統計より国際通貨研究所作成

(2) 銀行貸出の動向

各国における近年の銀行貸出動向を確認する（図表 1-1-2）。タイでは、コロナ禍からの景気回復の遅れや低所得層を中心とする所得の伸び悩みが続くなか、家計債務問題を受けた中銀による各種ローンに対する規制強化等の影響などもあり、貸出の伸び悩みが続いている。ベトナムやカンボジアでは経済成長を上回るペースでの貸出拡大が続いてきたが、特にカンボジアでは、景気減速や不良債権比率上昇の影響などもあり、足元にかけて貸出ペースは鈍化している。インドでは、不良債権比率が低下基調を辿るなか、銀行貸出は二桁の伸びを維持しているものの、伸びはやや鈍化している。インドネシアやフィリピンについては、概ね経済成長に見合ったペースでの貸出拡大が続いている。

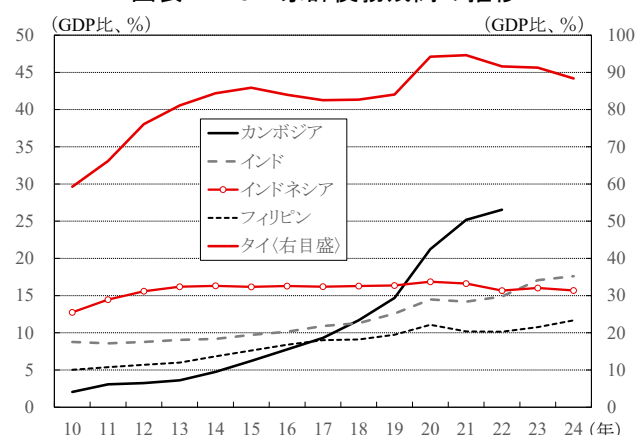
なお、家計債務残高は、タイで 2020 年の GDP 比 90% 台半ばから低下傾向を辿っているものの、2025 年 3 月末時点で同 86.5% となお高水準にあるほか、カンボジアでは金融商品の多様化やデジタル化の進展に伴う農村部を含めた金融包摂の深化などを背景に上昇傾向がみられる。一方、インド、インドネシア、フィリピンでは同 10%～20% 程度と低水準にある（図表 1-1-3）。家計の債務形成は短期的には消費や経済成長を促進するものの、家計債務残高が GDP 比 80% を超えると、長期的には経済成長を阻害する可能性が指摘されている¹。

図表 1-1-2：銀行貸出と不良債権比率の推移



(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

図表 1-1-3：家計債務残高の推移



(注) インドは年度(4月～翌年3月)。ベトナムについては時系列データの公表なし。民間金融機関の推計値(2020年時点)は61%。

(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

2. アジア主要国のリテール金融市場

(1) 概要

家計部門の債務は、一般的に住宅負債（mortgage debt）と消費性負債（consumer debt）の2つに大きく分けられ、後者は、金融機関から消費者に直接提供するローンや商品の

¹ BIS [2017]

売り手により提供されるローン、クレジットカード負債、金融リースなどがある²。

各国における家計向け貸出は、国によって公式統計上の家計や消費者向けローンの公開方法が異なるため（図表 1-2-1）、横並びで比較するのは容易ではないが、住宅ローンを中心に拡大している点については共通の特徴として挙げられ、家計向け貸出の 3 割～6 割を占める（各国編参照）。それ以外のオートローンやクレジットカードローン、パーソナルローンなどについては国によって普及度合に濃淡がある。所得水準が高いタイでは、クレジットカードやパーソナルローン等についても一般的な借入手段として普及しているほか、フィリピンやインドネシア、インドなどでも家計向け貸出に占めるシェアはまだ小さいもの、近年高い伸びをみせている。他方、カンボジアでは、パーソナルローンは一定の利用がみられるが、クレジットカードの普及率がまだ 1%に満たないことから、同ローンの利用は限られている。

図表 1-2-1：ASEAN 主要国・インドにおける家計向けローンの概要

国名	対象	大分類	内訳
タイ	金融セクター全体	個人消費向け (Personal Consumption) 事業資金 (Own business) その他	不動産、自動車購入・割賦販売、教育、クレジットカード・パーソナルローン、その他 ※「クレジットカード・パーソナルローン」のパーソナルローンには、タイ中銀監督下にある金融機関が提供する、1) 無担保パーソナルローン、2) 商品購入時の割賦販売およびリースローン（自動車・二輪車を除く）、3) オート・タイトル・ローン（自動車登録証を担保とするローン）を含む ※「その他」には、住宅担保ローン (home for cash)、海外出稼ぎのためのローン、その他中銀監督外の機関によるローンなどを含む
インドネシア	銀行		モーゲージローン、オートローン、多目的ローン、家電ローン、その他
	ファイナンス会社		消費財（二輪・四輪、住宅、ショップハウス、ハウスオフィス、フラット・アパート、家電機器、電子機器、その他）、サービス（教育、健康、トラベル、ウェディング、その他）
フィリピン	銀行		居住用不動産購入、クレジットカードローン、オートローン、サラリーローン、その他
ベトナム	公式統計では家計/消費者向けローンの情報公開無し		
カンボジア	国内銀行		住宅ローン (Mortgages, Owner-Occupied Housing Only)、パーソナルローン (Personal Lending)、クレジットカード
インド	商業銀行	個人向けローン (Personal Loans)	耐久消費財、住宅、固定預金担保ローン、株・債券担保ローン、クレジットカード、教育、オートローン、金担保ローン、その他
	ノンバンク (NBFCs)	リテールローン (Retail Loans)	住宅ローン、耐久消費財、クレジットカード債権、オートローン、教育ローン、固定預金担保ローン、株・債券担保ローン、金担保ローン、マイクロファイナンスローン、その他

(資料) 各国統計より国際通貨研究所作成

各国では、従来、商業銀行が金融セクターの総資産および家計向け貸出でも大きな割合を占める。ただし、商業銀行のサービスへのアクセスが難しい所得水準が相対的に低い層、あるいは商品購入やサービス利用時には、ファイナンス会社やクレジットカード会社などのノンバンクが重要な役割を担っている。また近年は、金融サービスのデジタル化に伴い、従来型の金融機関によるモバイルやオンラインを通じたデジタルローンやフィンテック企業による P2P (Peer-to-Peer) レンディングなども急速に拡大している。P2P レンディングでは、既存の金融機関が融資するのが難しい（信用が低い）顧客層に対して、従来の与信基準（生年月日、勤務先、年収、与信履歴など）に代わり、購買・取引履歴や SNS、会計データ（入出金明細）などのデータをもとに AI（人工知能）などの技術を活用して信用力分析を行う。借り手にとっては、スマートフォン等で簡単な

² <https://www.imf.org/external/pubs/ft/mfs/manual/pdf/mmfsft.pdf>

手続きで融資の申請を行い、物理的に金融機関へのアクセスが難しい農村部や銀行口座を持たない低所得層でも少額かつ短期間の借入を行うことが可能となる。

(2) 制度・規制動向

アジア主要国では、金融システムの健全な発展に向けた法制度や規制枠組みの整備状況に関しても開きがある（図表 1-2-2）。インドネシアやインドについては、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化で慎重なアプローチを採用しており、バーゼルⅢに基づく銀行に対する資本比率規制に加えて、資産価値に対する与信額（Loan-to-Value: LTV）比率をはじめとする借り手に対する措置、デジタル融資に対する規制・監督など全般的に先行している。タイでは、家計債務の増大のリスクを踏まえ、近年中銀が、各種ローンに対する規制の強化を行っている。フィリピンでは、近年拡大がみられるクレジットカードローンやパーソナルローンについて、消費者保護の観点から、中銀が金利および手数料の上限を規定するなどの対応を進めている。ベトナムやカンボジアでは、現時点では住宅ローンを含めて中銀による規制は未整備で、今後、金融市場の発展に応じた規制枠組みの整備が期待される。加えて、各国の信用情報機関による信用情報の蓄積と活用も課題と言える³。

図表 1-2-2：アジア主要国の主なマクロプルーデンス措置の導入状況

	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	インド
資本比率規制・その他資本要求、レバレッジ規制						
バーゼルⅢ カウンターシクリカル・バッファ（CCyB）	●	●	●			●
バーゼルⅢ 資本保全バッファ（CCB）	●	●				●
その他資本要求（注1）	●		●	●	●	●
バーゼルⅢ レバレッジ比率		●	●			●
流動性指標						
流動性比率	●	●	●		●	●
預貸率上限		●				
貸出の伸び率、その他ローン毎の規制						
貸出伸び率（注2）				●		●
その他ローン毎の規制（注3）	●	●	●		●	
借り手に対する措置						
LTV比率（注4）	●	●	●			●
所得に対する債務返済比率、所得に対する借入比率（注3）	●					●
デジタル融資		●				●

（注）1. リスクウェイト、システミックリスクバッファ最低資本要求を含む。

2. 貸出全体、家計向け信用、企業向け信用等に対する上限。

3. ローン期間、規模や金利の種類等。

4. 住宅ローンや消費者向けローン、商業用不動産ローン。

（資料）OECD[2021]、各国資料より国際通貨研究所作成

³ 各国の信用情報機関による成人カバー率（2020年時点）は、日本や米国などの100%に対して、インド（63.1%）、タイ（56.5%）、カンボジア（52.2%）、インドネシア（40.4%）、ベトナム（20.6%）、フィリピン（13.5%）。

II. 各国編

1. タイ

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

タイの金融システムは、預金受入金融機関とその他の金融機関（ノンバンク）に分けられ、商業銀行や政府系専門金融機関（Specialized financial institutions: SFIs）を中心とする預金受入金融機関が総資産全体の約 7 割を占める⁴（図表 2-1-1）。商業銀行のうち、「国内システム上重要な銀行（D-SIB）」⁵に指定される 5 行の総資産額は合計 17 兆バーツ（2024 年末時点）で、商業銀行全体の 7 割を占める。SFIs の中では、政府貯蓄銀行（GSB）（SFIs の総資産に占めるシェア 42%）、農民や農業協同組合への低利融資を主な業務とする農業・農業協同組合銀行（BAAC）（同 29%）、個人向け住宅ローンを提供する政府住宅銀行（GHB）（同 24%）の 3 行のプレゼンスが大きい。

図表 2-1-1: タイの金融システムの概要

	金融機関数	総資産に占める割合 (%)	監督機関
預金受入金融機関 (Depository corporations)	1,474	69.0	
商業銀行 (Commercial banks)	28	45.3	中銀
専門金融機関 (Specialized financial institutions: SFIs)	6	16.2	財務省・中銀
貯蓄協同組合 (Saving cooperatives)	1,383	6.8	国家協同組合開発委員会
ファイナンスカンパニー (Finance companies)	4	0.0	中銀
マネーマーケット投資信託 (Money market mutual funds :MMFs)	53	0.7	証券取引委員会
その他金融機関 (Other financial corporations)	4,566	30.9	
投資信託 (MMFを除く)	2,241	9.4	証券取引委員会
保険会社 (Insurance companies)	70	9.1	保険委員会事務局
リース会社 (Leasing companies)	806	2.0	商務省登記局
クレジットカード、パーソナルローン、ナノファイナンス会社 (Credit card, personal loan and nano finance companies under supervision)	133	3.1	中銀
退職積立基金 (Provident funds)	351	2.7	証券取引委員会
政府年金基金 (Government pension fund)	1	2.5	財務省政府年金委員会
資産管理会社 (Asset management companies)	83	0.8	財務省
証券会社 (Securities companies)	48	0.8	証券取引委員会
その他 (Other non-depository financial institutions)	833	0.5	

(注) 2024 年末時点。クレジットカード、パーソナルローン、ナノファイナンス会社は中銀監督下にあるもの。

SFIs に信用保証公社 (Thai Credit Guarantee Corporation: TCG) を含めて 7 機関とする場合もある。

(資料) Bank of Thailand[2024]より国際通貨研究所作成

その他金融機関としては、メーカーが自社製品の販売の際に金融サービスを提供するリース会社、クレジットカード会社や無担保ローンを提供するパーソナルローン会社などがある。さらに、タイ中央銀行（以下、中銀）は 2025 年 6 月、①ACM Holding、②Krung Thai Bank、③SCB X をそれぞれ中核とする 3 つのコンソーシアム⁶に対して仮想

⁴ ファイナンスカンパニーは、約束手形の形で調達した資金を商業、開発、住宅などへの投資を手掛ける。

⁵ D-SIB は、Bangkok Bank、Krung Thai Bank、Bank of Ayudhya、Kasikornbank、Siam Commercial Bank の 5 行 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/news-and-media/news-pdf/2017/n4760e.pdf>)。

⁶ ①ACM Holding Group は、CP Group の子会社で、電子ウォレット TrueMoney の運営会社である Ascend Money が出資、②Krungthai Bank は、Advanced Info Service および PTT Oil and Retail Business と連携、③SCB X

銀行（Virtual Bank）の免許を交付する方針を公表した。Virtual Bank は、物理的な店舗を持たずスマートフォンのアプリ上などで決済やローンなどのサービスを提供するもので、1 年以内の営業開始が求められている。

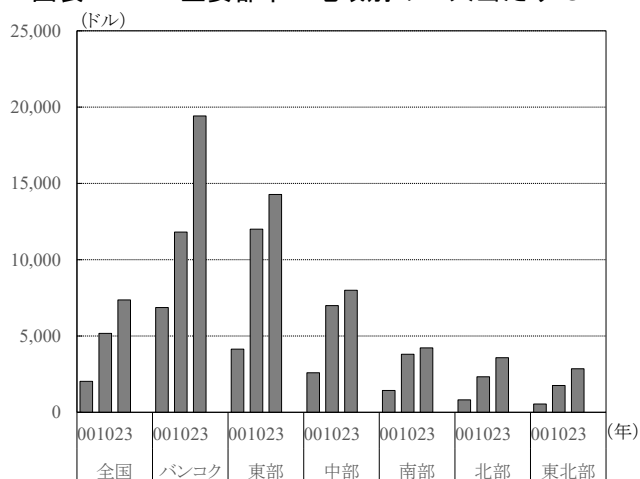
中銀は、商業銀行およびファイナンスカンパニーのほか、クレジットカード、パーソナルローン、デジタル個人ローンといった個人向け融資を手掛けるノンバンクに対する監督権限を有する。また、財務大臣が主たる監督権限を有する SFI⁷ についても、健全性等に関しては中銀が監督を行う権限を付与されている⁷。中銀監督下の金融機関に関する法規は、「仏暦 2551 年（2008 年）金融機関事業法（Financial Institution Business Act B.E.2551）」（以下、「金融機関事業法」）が基本となり、詳細な規制等は、中銀が公表する通達（Notification）により規定されている。

②中間層の動向

全国ベースの 1 人当たり GDP（2024 年時点）は、約 8,000 ドルまで上昇しているが、主要都市・地域別にみると、バンコク（約 2 万ドル）と地方の格差が大きく開いている（図表 2-1-2）。また、インフォーマルセクターにおける雇用の割合は、2013 年の 64.3% から 2022 年には 51.0% まで低下したが、その後やや上昇し、2024 年は 52.7% となった。

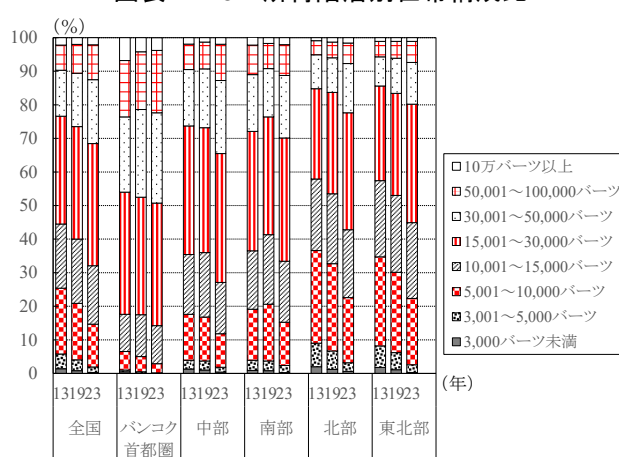
過去 10 年間の主要地域における所得階層別世帯構成比の変化をみると、多くの地域で月収 5,000 バーツ以下の低所得層の割合が縮小し、中間層以上の割合が拡大した点で共通している（図表 2-1-3）。バンコク首都圏では相対的に低所得層の割合が少なく、中間層が多くを占めるものの、コロナ禍を経て同 10 万バーツ以上の高所得層の割合が縮小した。

図表 2-1-2：主要都市・地域別の 1 人当たり GDP



(資料) NEDSC 統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-3：所得階層別世帯構成比



(注) 平均世帯月収。

(資料) タイ国家統計局統計より国際通貨研究所作成

(Siam Commercial Bank の持株会社) は、WeTechnology (中国の大手デジタルバンク WeBank を運営)、KakaoBank (韓国大手デジタルバンク) と連携。2024 年 9 月 19 日までの申請期間に合計 5 つのコンソーシアムが申請。

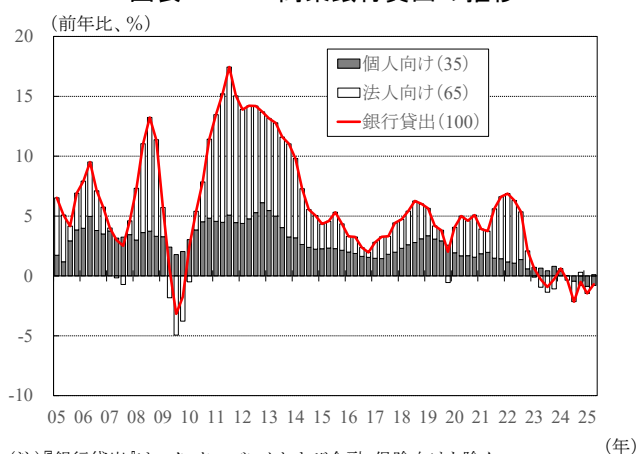
⁷ <https://www.bot.or.th/en/our-roles/financial-institutions/sfi-supervisions.html>

③銀行貸出動向

商業銀行の貸出残高は、全体として伸び悩みが続いており、2025 年 6 月は前年比▲0.7%となった(図表 2-1-4)。家計債務リスクの増大を踏まえた中銀による規制強化やコロナ禍での支援策⁸の終了に伴う債務返済の増加などが影響している。

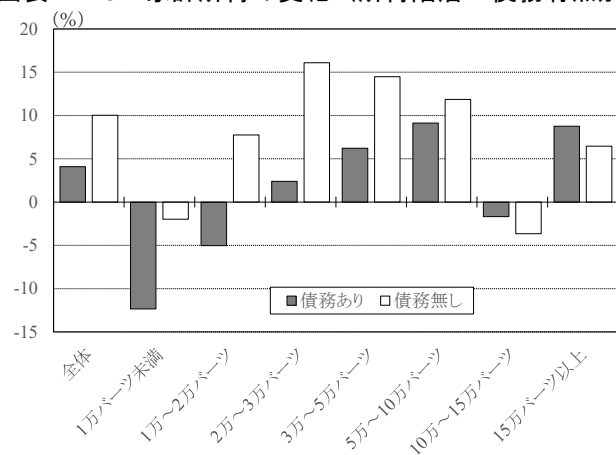
金融機関全体の家計向け貸出のうち、不動産購入やその他消費性ローン(無担保ローン)が相対的に底堅さを維持する一方、自動車購入・割賦販売(同 10%)などが下押ししている(図表 2-1-5)。低所得層を中心に所得水準がコロナ禍前を下回るなど購買力の低下に加えて(図表 2-1-6)、ローン返済が困難となり、差し押さえられた自動車のオークション市場への流入増加による中古車価格(下取り価格)の下落も新車購入を見送る一因となったと考えられる。足元にかけては、中古車価格の底入れなどもあり、自動車販売に持ち直しの動きがみられる。

図表 2-1-4：商業銀行貸出の推移



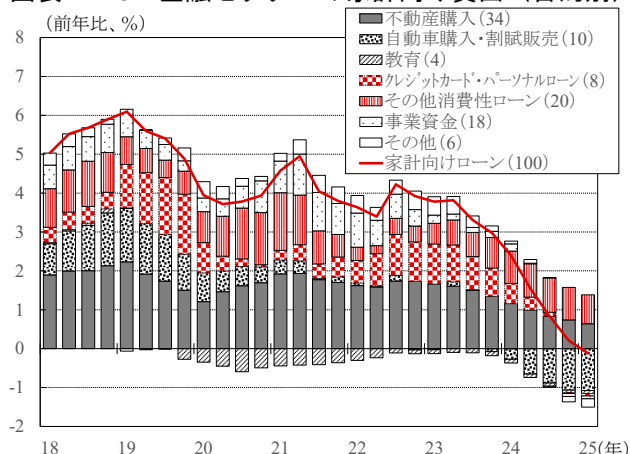
(注)『銀行貸出』は、インターバンクおよび金融・保険向けを除く。
項目名後の括弧内は全体に占めるシェア(2025年6月末時点)。
(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-6：家計所得の変化(所得階層・債務有無別)



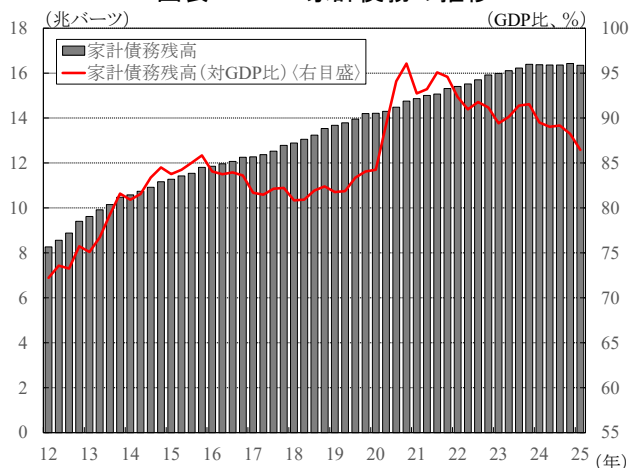
(注)2021年に対する2023年の所得増加率。
(資料)タイ国家統計局統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-5：金融セクターの家計向け貸出(目的別)



(注)項目名後括弧内は家計向けローンに占めるシェア(2024年末時点)。
(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-7：家計債務の推移



(注)『家計債務残高』は、金融機関の家計向け貸出残高。
(資料)タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会統計より国際通貨研究所作成

⁸「復興融資(Rehabilitation Loan)」(2,500 億バーツ)(低利融資)、「返済猶予策(Debt Restructuring through Asset Warehousing)」(1,000 億バーツ)(金融機関が債務返済用の担保として資産の譲渡を受けるスキーム)が主な柱。

家計債務残高は、家計の借入拡大やコロナ禍での成長ペース鈍化もあり、2020 年には GDP 比 90% 台半ばまで上昇した（図表 2-1-7）。その後、経済の回復や債務返済などにより緩やかな低下傾向を辿っているものの、2025 年 3 月末時点で同 87.4% となお高水準にある。

中銀は、家計債務問題のリスクに対応するため、各種ローンに対する規制強化に加えて、債務返済上の問題が発生した際に債権者との交渉などをサポートする「デット・クリニック」⁹を導入したほか、2024 年 1 月には、金融機関に対する「責任ある融資（Responsible Lending）」規制を導入した。債権者に対して、ローン契約締結時の説明責任や情報開示、借り手の返済能力を踏まえた解決策の提供などを求める。

さらに 2024 年 12 月には、タイ財務省や BOT のほか、国家経済社会開発委員会（NESDC）、タイ銀行協会（TBA）などが協力し、債務再編プロジェクト“*You fight, we support*”¹⁰を導入した。当プロジェクトは、①“*Pay on Time, Keep Your Assets*”と、②“*Pay, Close, End*”の 2 つから成り、参加資格を有する個人や小規模事業者など（約 190 万人、総負債額約 8,900 億バーツ）は一定の条件を満たすことで債務返済が減免される（図表 2-1-8）。もっとも、同プロジェクトを利用する場合、1 年間新たな借入はできないこともあり、参加資格を有するにもかかわらず、参加を見送る債務者も少なくない。こうしたなか政府・当局は、7 月 1 日から同プロジェクトの第 2 フェーズを開始した¹¹。参加対象/条件の拡大により、さらに 180 万人（総負債額 3,100 億バーツ）が対象となる。2025 年 8 月 18 日時点の累計登録債務者数は 74 万人（参加資格者約 370 万人の 20%）、債務は 5,300 億バーツ（参加資格者の総負債額約 1.2 兆バーツの 44%）となっている¹²。

政府は、2025 年半ばを目途に債務減免措置による家計債務の圧縮を検討している。不良債権額が 10 万バーツ未満の債務者約 300 万人（約 100 億バーツ¹³相当）が対象で、長期（10～15 年程度）にわたり返済が停滞している債務者や BAAC が抱える 70 歳以上の農家などを想定している。また、経済活動の活発化に向けて、こうした対象者をタイ信用保証公社（TCG）のブラックリストから外す案がある一方、モラルハザードの抑制に向けて、対象者の新規借入を一定期間（2～3 年程度）禁止すべきとの見方も根強い。

図表 2-1-8: “*You fight, we support*(Khun So, Rao Chuay)”プロジェクトの概要

プロジェクト名	対象/条件		概要
	第1フェーズ	第2フェーズ	
1 Pay on Time, Keep Your Assets (予定通り返済し、資産を保持)	対象 住宅ローン(500万バーツ以下)、オートローン(80万バーツ以下)、二輪車ローン(5万バーツ以下)、小企業ローン(500万バーツ以下)	・1日以上の延滞債務者	・月々の返済額を減額(1年目:従来の返済額の50%、2年目:70%、3年目:90%)、条件を満たせば、3年間の利払いを免除 ・当プロジェクトに参加する場合、1年間は新規融資を申請することができない
	条件 ・2024年1月1日以前に契約したローン ・延滞期間が30日以上365日以内		
2 Pay, Close, End (返済して解決)	対象 ・個人の少額借入 ・すべての種類のローン: 未払い額が5,000バーツ以下	・個人の少額借入 ・すべての種類のローン: 5,000バーツ以下 ・無担保ローン: 1万バーツ以下 ・担保付きローン: 3万バーツ以下	・債務者は元本の一部(10%)を返済することで残りの債務を免除
	条件 延滞期間90日以上		

(資料) タイ中央銀行資料より国際通貨研究所作成

⁹ 「デット・クリニック・プログラム」の対象は、クレジットカードやパーソナルローンを 120 日以上延滞している場合。

¹⁰ <https://www.bot.or.th/th/news-and-media/news/news-20241211.html>

¹¹ 同上。申込期間は 9 月 30 日まで。

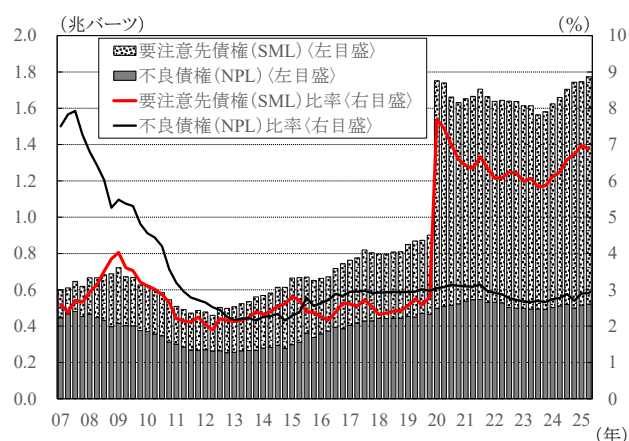
¹² BOT [2025b]

¹³ 約 440 億円

(2) 金融セクターの健全性

2025 年 6 月末の商業銀行の不良債権（Stage 3）比率は 2.91%と前期（2025 年 3 月末：2.90%）と略同水準となった（図表 2-1-9）。中小企業向けが上昇した一方、家計向けについては全般的にやや低下した（図表 2-1-10）。同時期の延滞期間が 30～90 日の要注意先債権（Stage 2）比率については、6.88%（同 6.97%）と高水準ながらやや低下した。

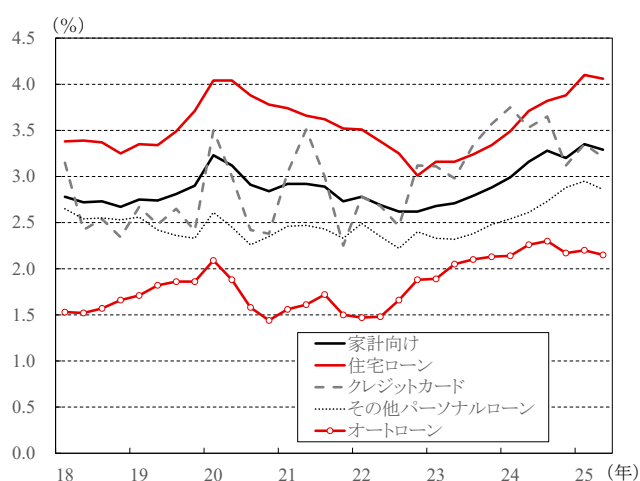
図表 2-1-9: 商業銀行の不良債権比率の推移



(注)『要注意先債権(SML)』は、TFRS9に基づき「急激に信用リスクが悪化した債権」。

(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-1-10: 分野別にみた不良債権比率(家計向け)



(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

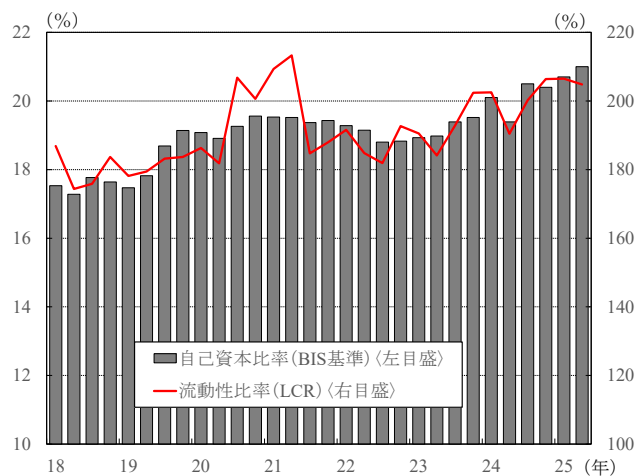
商業銀行に対しては、健全性維持の観点から債権の延滞期間に応じた引当金比率が定められており、延滞期間が 3 ヶ月以上の破綻懸念先（Substandard）以下の不良債権に対しては 100%以上、延滞期間が 30～90 日の要注意先債権（Stage 2）は 2%、正常先（Pass）は 1%となっている¹⁴。2025 年 6 月末時点の商業銀行の不良債権引当率は 174.4%を確保しているほか、自己資本比率（BIS 基準）は 21.0%（最低自己資本比率は 11%）¹⁵、流動性比率（LCR）は 204.8%（最低基準 100%）と高水準を維持しており、商業銀行の健全性は総じて高いと言える（図表 2-1-11）。

他方、SFI については、政策的に農民や低所得者など相対的に支払い能力が低い層をターゲットに金融サービスを提供しており、景気悪化や金利上昇時は資産の劣化が進み易い反面、政府による債務者救済措置（支払期間の延長や債務支払い猶予等）により不良債権比率が左右され易い。SFI の不良債権比率は、政府貯蓄銀行（GSB）が 3.27%（2025 年 3 月末時点）、政府住宅銀行（GHB）が 4.95%（2024 年末時点）、農民・農業協同組合銀行（BAAC）が 5.3%（2025 年 3 月末）と相対的に高水準にある。

¹⁴ Regulations on Asset Classification and Provisioning of Financial Institutions BOT Notification No. FPG.3 1/2551 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/fipcs/documents/FPG/2559/EngPDF/25590128.pdf>)

¹⁵ 2024 年末時点の国内システム上重要な銀行 (D-SIBs) の自己資本比率 (BIS 基準) は 12%。

図表 2-1-11: 商業銀行の主要指標の推移



(資料)タイ中央銀行統計より国際通貨研究所作成

(3) 小括

タイにおいては、政府や中銀による支援策に伴う家計債務の再編や返済増加などもあり、家計債務残高はピークアウトしつつあるものの、なお高水準にある。加えて、景気の先行き不透明感の強まりや低所得層を中心とする所得の伸び悩みなど、当面の家計向け貸出の抑制要因となる公算が高い。

長い目でみると、低所得層や農村部門の所得および生産性の向上、産業高度化に資する投資の拡大や高度人材の育成といった構造改革を加速させることで成長性を高め、低・中所得層の所得水準の引き上げを図っていくことが不可欠である。

2. インドネシア

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

インドネシアでは、銀行部門が金融セクター全体の総資産の約 8 割を占めるなど、銀行中心の金融システムとなっている（図表 2-2-1）。ただし、前述（I 1.）の通り、1997 年～1998 年のアジア通貨危機の影響で銀行部門が大きく縮小し、その後の拡大ペースが緩やかで、民間向け信用残高が GDP 比約 30%（2023 年末時点）と周辺アジア諸国に比べて小さい点が特徴として挙げられる。

銀行部門は、商業銀行と地方銀行に大きく分けられる。商業銀行のうち、上位 4 行¹⁶ が銀行資産全体の約 5 割を占める。また、商業銀行 105 行のうち、イスラム法（シャリア）に則った金融サービスを手掛けるイスラム銀行は 14 行¹⁷、イスラム金融を扱う部署（シャリア・ビジネス・ユニット）を有する商業銀行が 19 行存在する。なお、イスラム銀行とシャリア・ビジネス・ユニットの総資産額の合計は、商業銀行全体の 8%程度となっている。地方銀行は、銀行数では商業銀行を凌駕するものの、マイクロファイナンスを中心に零細中小企業（MSMEs）向けの貸出が中心であり、資産規模は小さい。

図表 2-2-1: インドネシアの金融セクターの概要

	機関数	総資産 (兆ルピア)	金融セクターの 総資産構成比(%)	監督機関
銀行部門	-	12,656	78.5	金融サービス庁(OJK) 中銀(BI) 通信情報省(MOCIT)
商業銀行	105	12,461	77.3	
国営銀行	4	5,277	32.7	
国内民間銀行	67	5,577	34.6	
地方開発銀行	27	1,022	6.3	
外国銀行支店	7	585	3.6	
地方銀行	1,356	195	1.2	
非銀行部門	-	3,462	21.5	
保険会社	133	1,490	9.2	
年金基金	185	379	2.3	
ファイナンス会社	146	589	3.7	
ベンチャー・キャピタル会社	53	27	0.2	
インフラファイナンス会社	1	15	0.1	
信用保証機関	19	40	0.2	

(注) 2024年12月時点。『非銀行部門』は、上記のほか、輸出入会社、質屋などを含む。

通信情報省(MOCIT)の管轄はフィンテックのIT関連部分。

(資料) Bank Indonesia、OJK統計より国際通貨研究所作成

¹⁶ Bank Rakyat Indonesia(国営)、Bank Mandiri(国営)、Bank Negara Indonesia(国営)、Bank Central Asia(民間)。

¹⁷ このうち、国営 Bank Syariah Indonesia(BSI)は、2021 年に国営 3 行(PT Bank BRI syariah Tbk、PT Bank Syariah Mandiri、PT Bank BNI Syariah)のシャリア・ビジネス・ユニットの合併により発足した。

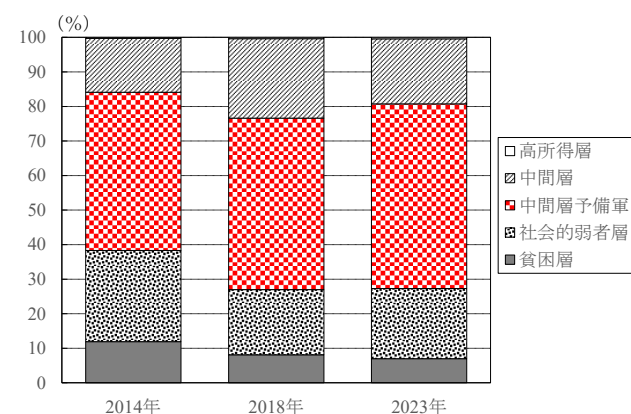
非銀行部門には、保険会社や年金基金のほか、ファイナンス会社¹⁸、ベンチャーキャピタル、インフラファイナンス会社などがある。ファイナンス会社数は、金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan: OJK）による営業許可の取消や合併などにより、2016年時点の200社をピークに146社まで減少した。

金融監督・規制の体制としては、OJKが金融セクター全般の監督を担い、インドネシア中央銀行（Bank Indonesia: BI）は銀行部門のマクロプルーデンス規制や決済システムに関わる監督や規制の権限を有する¹⁹。

②中間層の動向

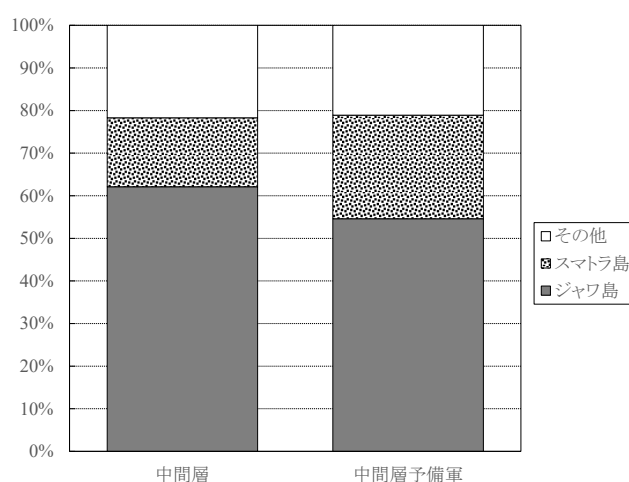
総人口に占める中間層の割合は、2018年の23.0%（約6,000万人）から2023年には18.8%（約5,200万人）に縮小した一方、中間層予備軍が2014年時点の45.8%（約1億1,500万人）から2023年には53.4%（約1億4,400万人）に拡大するなど、近年、中間層の減少が懸念されている（図表2-2-2）。背景には、近年の雇用増加が、卸売・小売や宿泊・飲食サービスといった相対的に賃金が低いサービス業が中心で、製造業では一部の業種に偏りがみられること、政策面での支援策の対象が貧困層を中心としていることなど、複数の要因が影響していると考えられる。地域別にみると、ジャワ島とスマトラ島は総人口が多いこともあり、中間層および同予備軍が集中している（図表2-2-3）²⁰。

図表 2-2-2: 階級別人口の推移 (人口シェア)



(注) 所得階層は、一人1日当たり支出額により『貧困層』が2.2ドル(2016年購買力平価換算)、『社会的脆弱層』が同2.2ドル〜3.3ドル、『中間層予備軍』が同3.3ドル〜7.75ドル、『中間層』が同7.75ドル〜38ドル、『高所得層』が38ドル以上。
(資料) LPEM(2024)より国際通貨研究所作成

図表 2-2-3: 主要地域別中間層・中間層予備軍シェア



(資料) LPEM(2024)より国際通貨研究所作成

¹⁸ ファイナンス会社は、自動車販売店(ディーラー)と提携している会社(ディーラー系)、銀行系、独立系の3つのカテゴリーに分類される。

¹⁹ 従来、銀行部門はインドネシア中央銀行(BI)、資本市場や銀行以外の金融機関(保険、年金基金、ファイナンス会社など)については、資本市場監督庁(BAPEPAM-LK)がそれぞれ監督権限を有していたが、2012年末にBAPEPAM-LK、2013年末にはBIの監督権限が、新たに設立された金融サービス庁(OJK)に移管された。

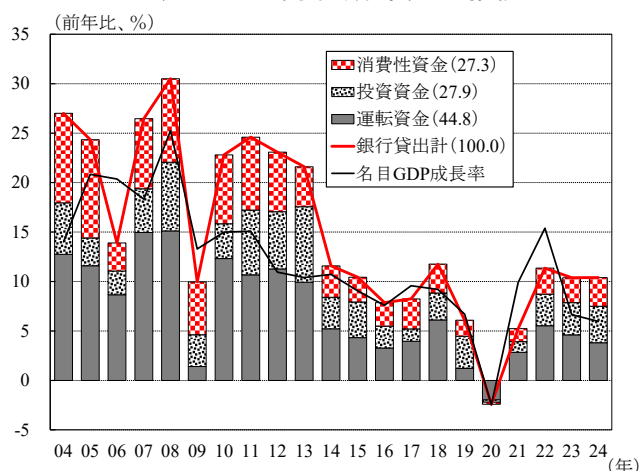
²⁰ 中間層はジャワ島62.1%、スマトラ島16.2%、その他21.7%、中間層予備軍はジャワ島54.6%、スマトラ島24.3%、その他21.1%となっている。

また、フォーマルセクターにおける労働者の割合は2023年の40.9%から2024年には42.0%にやや改善したが、コロナ禍前の44%を下回っている²¹。多くは農業のほか、インフォーマルな雇用形態をとるサービス業（ライドシェアドライバーなどを含む）に従事し、不安定な収入環境が正規の金融機関のサービスへのアクセスを阻害するといった、金融包摂上の課題を抱える。

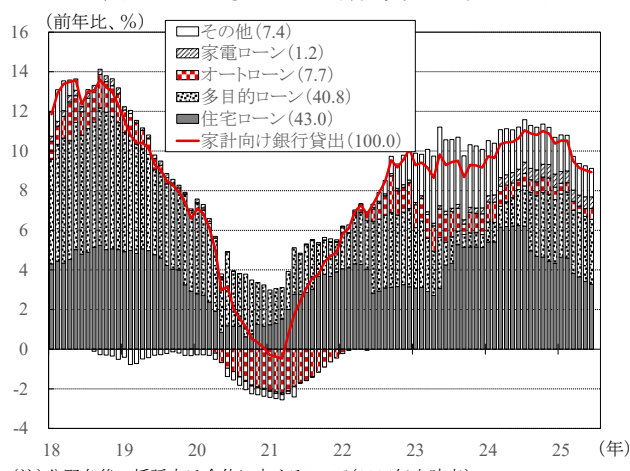
③銀行貸出動向

商業銀行の貸出残高は、コロナ禍以降、債務救済措置に加えて、政府の消費者向け支援策による下支えなどもあり、持ち直しに転じた（図表2-2-4）。商業銀行の融資先に占める家計（消費性資金）向けの割合は約3割で安定した推移をみせている。家計向けの銀行貸出は、足元にかけて伸びが鈍化している（図表2-2-5）。全体の約7割を占める高所得層向けを中心に総じて安定した拡大が続くが、相対的に所得が低い層向けについては、所得の伸び悩みなどが拡大を抑制している。こうした中、政府の低所得者向けの住宅建設および住宅ローン補助金制度²²に加えて、住宅購入時の付加価値税（VAT）減免²³や新車購入時の奢侈税の減免措置なども下支え要因となっている。家計向け貸出の2023年末時点の家計債務残高はGDP比15.7%と低水準にある。

図表 2-2-4：商業銀行貸出の推移



図表 2-2-5：家計向け銀行貸出（目的別）



²¹ Bank Indonesia [2025c]

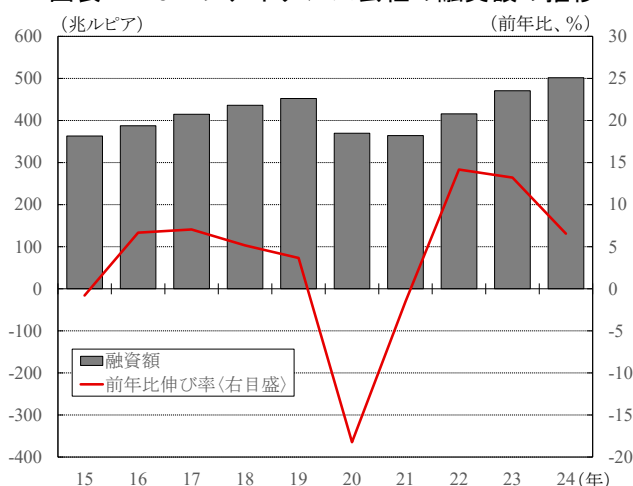
²² 政府が低所得者向けに年間100万戸の住宅を建設する事業。2015年に導入。政府が住宅ローンの一部を負担する補助金制度（FLPP）の適用条件は、2021年に月収300万ルピア（約3万円）から月収700万ルピア（約6万5,000円）へ引き上げられた（100円＝10,540ルピアで換算）。最低賃金を超える収入がある全ての労働者には、低所得者向け住宅ローンの原資となる住宅購入基金（Tapera）への加入が義務付けられている。

²³ 財務相令『2021年第21号』。対象は新築の土地付き住宅やアパートで、物件価格が20億ルピア（12万6,000ドル）未満の住宅購入にかかる11%のVATを100%、20億ルピア超50億ルピア以下の場合は50%免除し、減免分は政府が負担。期間は当初予定の2021年3～8月から2025年6月末まで延長され、2025年7月～12月までは税率を半減されている。減免措置の対象は1人当たり1物件、購入後1年以内の売却は認められない。

ファイナンス会社

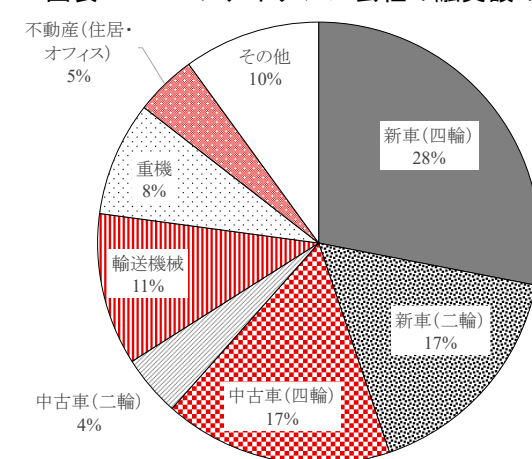
ファイナンス会社による融資額は、政府による新車購入時の奢侈税の減免措置による下支えなどもあり、2022 年以降は前年比プラスの伸びを示している（図表 2-2-6）。もっとも、銀行貸出と同様、相対的に所得の低い層を中心とする所得の伸び悩みなどを背景に、2023 年半ば以降は融資の伸びが鈍化している。内訳では、二輪車や四輪車などの購入に際してのオートローンが全体の約 7 割を占める（図表 2-2-7）。

図表 2-2-6：ファイナンス会社の融資額の推移



(資料) OJK 統計より国際通貨研究所作成

図表 2-2-7：ファイナンス会社の融資額の内訳



(注) 2024 年末時点。
(資料) OJK 統計より国際通貨研究所作成

P2P レンディング

近年、電子システムを介して貸し手と借り手を直接結びつける P2P (Peer-to-Peer) レンディングのサービスが拡大しており²⁴、2025 年 4 月末時点の融資残高は約 80 兆ルピアとなった。ジャワ島が融資残高の約 7 割を占める。P2P レンディングは、主に個人向けの消費者金融に支えられており、多くの事業者が提供するキャッシュローン商品が牽引役となっている。19 歳～34 歳の若年層がアクティブな借入口座数および借入額の約 5 割を占める²⁵。

後払い決済 (Buy Now, Pay Later : BNPL)

近年、後払い決済 (Buy Now, Pay Later: BNPL) 市場が急成長をみせている。2025 年 3 月末時点の BNPL 信用残高は約 30 兆ルピア（うち銀行 22.78 兆ルピア、ファイナンス会社 8.22 兆ルピア）となっている²⁶。特に Z 世代とミレニアル世代を中心に利用が拡大している E コマース・プラットフォームに BNPL が導入される中、多くの BNPL プラ

²⁴ 2025 年 7 月 22 日時点で OJK が認可した P2P レンディング事業者は 96 社 (<https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/direktori/fintech/Default.aspx>)

²⁵ <https://www.ojk.go.id/id/kanal/iknb/data-dan-statistik/fintech/Default.aspx>

²⁶ <https://iru.ojk.go.id/iru/policy/DetailPolicy/13699/financial-services-sector-stability-maintained-amid-increasing-global-dynamics-monthly-board-of-commissioners-meeting-april-2025>

ンが提供する無利息支払いオプションや信用要件の低さなどが、信用履歴の乏しい消費者にとっても利用しやすい支払い手段となっている。

(2) 金融セクターの健全性

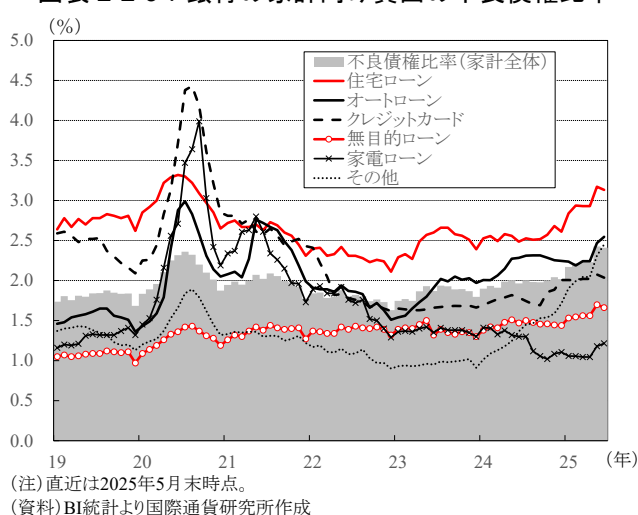
商業銀行の不良債権（Non Performing Loan: NPL）比率は、2024 年末時点の 2.1%から 2025 年 5 月末には 2.3%へやや上昇したが、OJK が定める基準²⁷の 5%を下回り、自己資本比率は 25.5%と高水準を維持している（図表 2-2-8）。家計向け貸出の NPL 比率は、住宅ローンやオートローンなど一部で上昇がみられ、2025 年 5 月末には 2.4%となった（図表 2-2-9）。不良債権引当率は 194.94%、負債比率流動性カバレッジ比率（Liquidity Coverage Ratio: LCR）や安定調達比率（Net Stable Funding Ratio: NSFR）はそれぞれ 212.22%、129.33%と高水準を維持している（2024 年 6 月末時点）²⁸。

2025 年 4 月末時点のファイナンス会社の不良債権（Non Performing Finance: NPF）比率は 2.43%と低水準にあるほか、ファイナンス会社のギアリング比率（GR）²⁹は 2.23 倍（OJK の要求水準：10 倍以内）、資金調達対資産比率（FAR）は 85.74%（同 80%超）と総じて健全性を保っている³⁰。ただし、一部のファイナンス会社や P2P レンディング事業者が最低資本要件を下回っていることなどから、OJK は内外の戦略投資家からの投資受入や経営改善などを通じた同要件達成のためのアクションプランの策定と実施を求めている³¹。

図表 2-2-8：商業銀行の不良債権比率と自己資本比率



図表 2-2-9：銀行の家計向け貸出の不良債権比率



²⁷ OJK の集中監督 (Bank Under Intensive Supervision: BUIS) の対象となる条件は、ネット NPL 比率が 5%超など。

²⁸ 銀行は OJK の各種規制により、自己資本比率 (CAR) については銀行のリスク特性に応じて 8 ～11%、LCR および NSFR はいずれも 100%以上の達成が義務付けられている。

²⁹ ファイナンス会社のギアリング比率 (GR) は、株式参加を差し引いた内部資本および劣後ローン総額に対する借入総額の比率。OJK 規則 (POJK) No.35/POJK.05/2018 により、ファイナンス会社の GR は 10 倍以内とされている。

³⁰ 2025 年 4 月末時点の P2P レンディングの NPF 比率は 2.93%。

³¹ <https://iru.ojk.go.id/iru/policy/DetailPolicy/13699/financial-services-sector-stability-maintained-amid-increasing-global-dynamics-monthly-board-of-commissioners-meeting-april-2025>

(3) 小括

インドネシアでは、2024 年時点の銀行口座保有率が 50%台にとどまるほか、フォーマルセクターにおける労働者の割合が約 4 割にとどまり、不安定な収入環境が正規の金融機関のサービスへのアクセスを妨げるなど、金融包摂上の課題を抱える。こうした中、P2P レンディングなどデジタル技術を活用した金融サービスの広がりが金融包摂の進展に寄与しつつある。

金融当局は、マクロプルーデンス政策を通じた金融セクターの健全性維持、消費者保護³²や利用者の金融リテラシーの向上などに取り組むと同時に、近年、PRIM や KLM を導入するなど成長のための融資拡大を後押ししている。金融機関サイドでは、デジタル技術などを活用しつつ金融サービスの提供と資産の質の維持の両立が求められる。

³² OJK は 2022 年、銀行のほか、保険、ファイナンス会社など金融サービス 16 業種を対象とする金融サービス部門における消費者保護に関する規定を施行した。OJK POJK No. 6/POJK.07/2022 (https://www.ojk.go.id/iru/BE/uploads/regulation/files/file_1abe2d9f-120f-4f23-802e-a0b1d2673990-18082022171829.pdf)

3. フィリピン

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

フィリピンの金融システムのうち、2024 年末時点で銀行セクターは 22 のユニバーサルバンク、22 の商業銀行、41 の貯蓄銀行、383 の農村／協同組合銀行、6 のデジタル銀行で構成され、フィリピン中央銀行（以下、中銀）が金融監督を行っている（図表 2-3-1）。ユニバーサルバンクは民間国内銀行、政府所有銀行、外国銀行支店に分類され、通常の銀行業務に加え、証券引受や株式売買などの投資銀行業務が許可されている。ユニバーサルバンクは、他行の吸収合併やライセンス取得による事業規模拡大などを背景に銀行全体の総資産に占めるシェアが約 9 割を占めるまでとなった。政府所有銀行の 1 つであるフィリピン土地銀行（LBP）は農水産業や地方開発への融資に加え、小規模農家への小口融資などマイクロファイナンス機関としての役割も担う。また、中銀は 2021 年に初めてデジタル銀行のライセンスを導入、当初は 6 行、2025 年 1 月にはさらに 4 行に対してデジタル銀行のライセンスを発行した。

ノンバンクセクターは預金の受入や貸金業務などの準銀行機能を有するノンバンクとそれ以外に分類され、証券取引委員会（SEC）が保険会社を除く全てのノンバンクの監督を行う。準銀行業務を行うノンバンクは中銀から許可を得る必要があり、SEC に加えて中銀も監督を行っている。準銀行機能を持つノンバンクには投資会社（investment houses）やファイナンス会社（financing companies）、準銀行機能を持たないノンバンクには質屋（pawnshops）などが含まれる。

図表 2-3-1: フィリピンの金融システムの概要

	金融 機関数	総資産 (兆ペソ)	総資産に占める 割合(%)	監督機関
銀行セクター	474	27.4	100.0	中銀
ユニバーサルバンク	22	22.4	89.4	
民間国内銀行	13			
政府所有銀行	3			
外国銀行支店	6			
商業銀行	22	12.5	4.3	
貯蓄銀行	41	10.4	4.0	
農村／協同組合銀行	383	4.1	1.8	
デジタル銀行	6	0.9	0.4	
ノンバンクセクター	2,287	NA	NA	証券取引委員会
準銀行機能有り	5			
準銀行機能無し	2,282			
質屋(Pawnshops)	1,176			
MSB(Money Service Businesses*)	722			
合計	2,761			

(注) 1. 2024年12月末時点。
2. 「準銀行機能 (quasi-banking function)」を有するノンバンクは、預金・貸付業務を行うことができる。
3. MSBは、MSBとしての機能を有する質屋を除く。
(資料) フィリピン中央銀行より国際通貨研究所作成

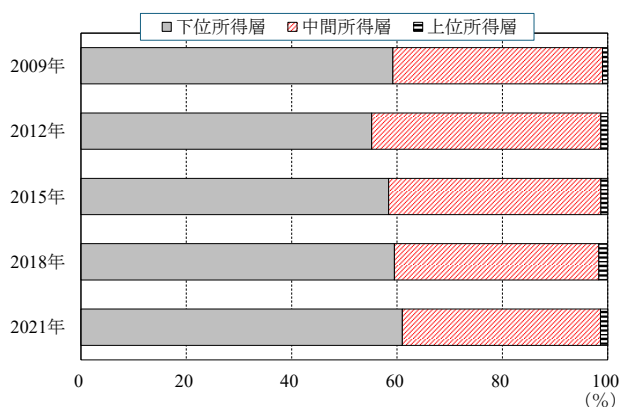
②中間層の概要

フィリピンの一人当たり国民所得（GNI）は2023年時点で4,320ドルと世界銀行が発表している基準では下位中所得国に分類される。2024年12月にはフィリピン経済開発庁が2025年中の上位中所得国³³入りの可能性を示すなど経済発展に伴う国民所得の向上が見込まれている。

ただし、フィリピンでは依然として所得格差が大きく、2021年時点で下位所得層（平均月間世帯所得がフィリピン統計庁の定める貧困ライン³⁴の2倍までの世帯）が全体の約6割を占める（図表2-3-2）。2018年までの調査では中間所得層の拡大が続いていたが、コロナ禍での経済停滞の影響もあり、2021年には中間所得層の割合が39.8%（前回：43.5%）に縮小した。

世帯支出の内訳を品目別にみると、全ての所得階層で食品に占める割合が5割超と最も大きい（図表2-3-3）。世帯所得が上位30%の階層では食品への支出の割合が相対的に少なく、輸送・交通や生活必需品以外の娯楽・嗜好品の支出が多い傾向にある。

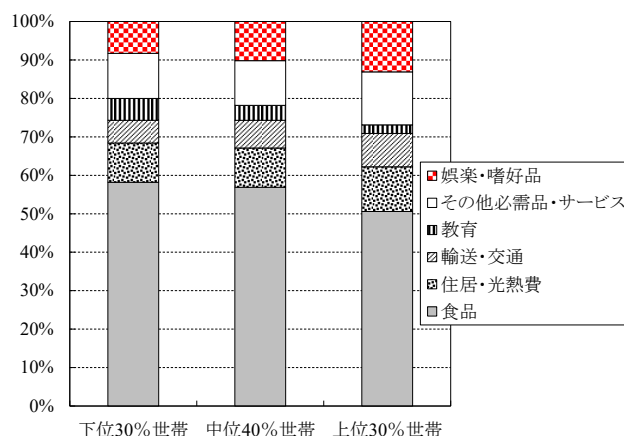
図表 2-3-2: フィリピンの所得層の推移



(注) 平均月間世帯所得を3つのカテゴリーに分類。下位所得層は貧困ライン以下から同2倍、中間所得層は同2倍から同12倍、上位所得層は同12倍から同20倍以上の世帯。

(資料) フィリピン統計庁統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-3: 所得階層ごとの品目別支出 (2021 年時点)



(注) 2021年時点の1人当たり平均支出額のシェア

(資料) フィリピン中央銀行「CONSUMER FINANCE SURVEY REPORT」より国際通貨研究所作成

③銀行貸出動向

銀行の貸出残高は、コロナ禍の景気減速に伴い、2020年には前年比マイナスに落ち込んだものの、2022年以降は前年比+10%程度の伸びとなっている（図表2-3-4）。内訳をみると、企業向けの寄与度が大きいものの、コロナ禍以降は旺盛な消費意欲を背景に家計向けの寄与度が高まっている。家計向けシェア（住宅ローン除く）は2017年の12%から2025年には16%にやや拡大した。家計債務残高は、2024年末時点でGDP比12%

³³ 一人当たり GNI が 4,516 ドルから 14,005 ドル。世界銀行より。2024 年 7 月 更新。

³⁴ 2021 年時点で月平均の世帯所得 11,998 ペソを貧困ラインと定義。

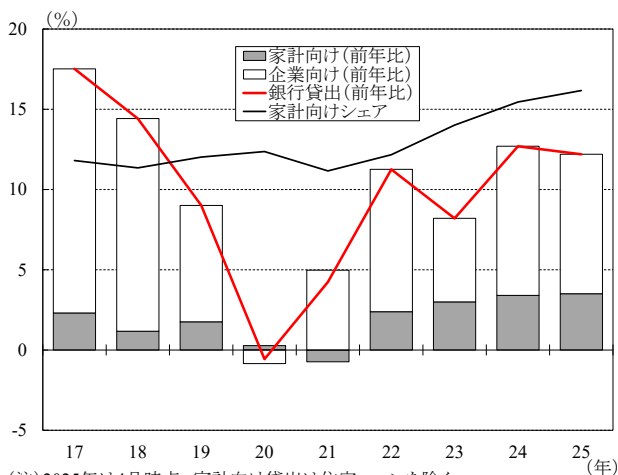
と低位で安定している。

家計向け貸出の動向

コロナ禍以降、銀行の家計向け貸出は堅調な拡大が続いており、2024 年は前年比+18.0%となった（図表 2-3-4）。目的別では、2024 年末時点で不動産購入が 36%、クレジットカードローンが 30%を占める。近年、金利上昇に伴い、住宅ローンがやや伸び悩むなか、クレジットカードローンの伸びが顕著で、2024 年の寄与度は前年比+8.1%ポイントとなった（図表 2-3-5）。なお、銀行の家計向け貸出は信用力が高い顧客向けが中心である一方、ノンバンクは相対的にクレジットリスクの高い層への貸出を行っており、ローン用途は家屋の修繕から至急の資金需要、生活必需品の購入などが多いとみられる。

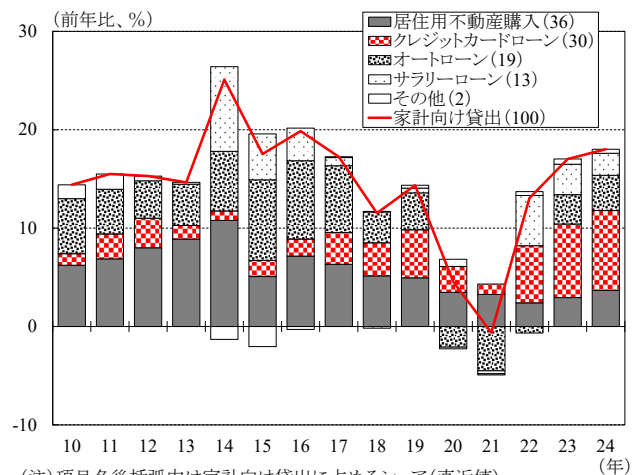
2021 年にフィリピンで初めて誕生したデジタル銀行は貸出の 9 割超を家計向けが占めるが、シェアはまだ小さく、全体の 1%に満たない。目的別では、サラリーローン³⁵が 3 割を占めるなど、他の事業者とローンの構成が異なる。

図表 2-3-4：銀行の貸出残高の推移



（注）2025年は4月時点。家計向け貸出は住宅ローンを除く。
（資料）フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-3-5：銀行の家計向け貸出の推移（目的別）



（注）項目名後括弧内は家計向け貸出に占めるシェア（直近値）。
（資料）フィリピン中央銀行統計より国際通貨研究所作成

（2）金融セクターの健全性

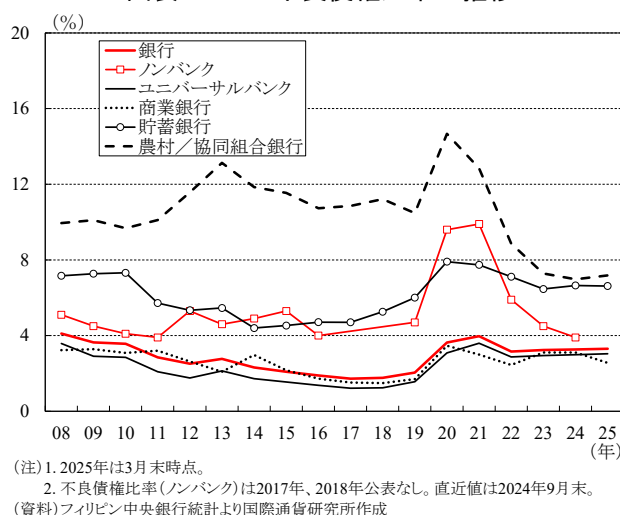
銀行の不良債権比率は、コロナ禍において債務者の返済能力が低下したことや新型コロナ対策法で規定された融資返済猶予策が 2020 年末に失効したことで、2020 年に 3.6%、2021 年に 4.0%に上昇した（図表 2-3-6）。その後はやや低下したが、2025 年 3 月時点で 3.3%とコロナ禍前の水準（1～2%台）を上回っている。不良債権比率は事業者ごとに異なっており、総資産の規模が大きいユニバーサルバンクや商業銀行は低位で推移している。ノンバンクの不良債権比率はコロナ禍で銀行セクターと比べて大幅な上昇がみられたが、直近ではコロナ禍以前の水準に低下し、銀行セクターと同水準となっている。政

³⁵ 収入を基準として融資額の上限を設定する消費者ローン。

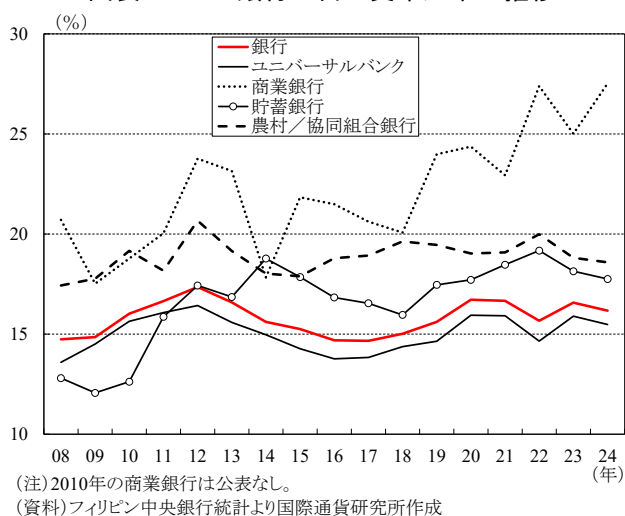
府は2021年2月、コロナ禍で急増した不良債権を円滑に処理し、金融機関の財務を改善するため、「金融機関戦略的移管（FIST）法」を成立させ、金融機関の不良債権を専門の資産管理会社に移管することを認めた³⁶。2022年4月までに6社の資産管理会社が設立され、不良債権処理を進めている。

銀行の自己資本比率は、2024年末時点で16.2%と中銀が定める最低水準（10%）を上回っている（図表2-3-7）。事業者ごとに異なるが、総じて高水準を維持しており、健全性は高いとみられる。銀行の引当率は2022年以降、緩やかに低下しており、2025年3月時点で95.0%と100%を下回った（図表2-3-8）。事業者別では、ユニバーサルバンクや商業銀行は概ね100%を上回っている一方、不良債権比率が高い農村／協同組合銀行や貯蓄銀行は60～70%台となっている。

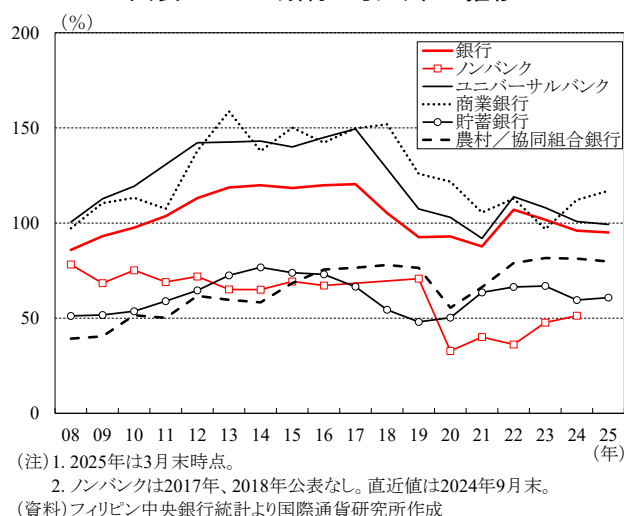
図表 2-3-6：不良債権比率の推移



図表 2-3-7：銀行の自己資本比率の推移



図表 2-3-8：銀行の引当率の推移



³⁶ 2022 年末までに不良債権化した債権が対象。

(3) 小括

フィリピンは、旺盛な消費意欲を背景に内需拡大が続いており、今後、中間層の増加に伴い、消費者ローンの堅調な伸びが見込まれる。一方、フィリピンではコロナ禍を経て、銀行口座保有率が大きく上昇したものの、依然として 5 割程度にとどまるなど金融包摂の課題を抱えている。加えて、正規の金融事業者から借入をした個人は 9.4% (2024 年時点) にとどまっており、農村部や貧困層における金融アクセス面での格差是正に引き続き取り組む必要がある。フィリピンでは、農村部の貧困層を中心に「ファイブ・シックス³⁷」と呼ばれる高利貸しが広く行われており、インフォーマルセクターからの借入によって貧困から抜け出せなくなることや悪質な取り立て手法が社会問題となっている。

こうした問題の解決に向けて、政府や金融当局は、違法な融資手法や消費者金融業者への監督を強化するとともに、金融包摂の推進による正規の金融サービスへのアクセス向上を目指している。政府は金融取引の本人確認として、国民 ID の普及³⁸を進めているほか、デジタルバンクライセンスを導入するなど、金融アクセスの幅が広がりつつある。

³⁷ 借入金額の 20% を利子として上乗せした金額を日払いで毎回同額、返済期間は一般的に 1~2 ヶ月程度と短く、高金利といわれている。

³⁸ 2018 年 8 月に成立した「身分証明制度法」に基づき、氏名、性別、生年月日、住所、生体情報等が収録された「PhilID (ID カード)」の発行が進められており、2025 年 7 月末時点の登録者数は 9,385 万人 (目標の 98.6%) となっている。

4. ベトナム

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

ベトナムの金融システムは 2024 年 9 月時点で、国有商業銀行 7 行、民間商業銀行 28 行、ベトナム社会政策銀行、ベトナム協同組合銀行、ノンバンク 26 社、マイクロファイナンス機関 4 社などで構成され、ベトナム国家銀行（以下、中銀）が金融監督を行っている（図表 2-4-1）。総資産に占める割合は国有商業銀行が 41.7%、民間商業銀行が 45.0%と大部分を占める。その他、ベトナム社会政策銀行は国有のマイクロファイナンス機関として、貧困層や零細企業向け融資を行っている。民間のマイクロファイナンス機関は 2010 年与信機関法において株式会社としての設置が規定された。

図表 2-4-1: ベトナムの金融システムの概要

	金融 機関数	総資産 (兆ドン)	総資産に 占める割合 (%)	監督機関
国有商業銀行	7	8.9	41.7	中銀
ベトナム社会政策銀行	1	0.4	1.8	
民間商業銀行	28	9.6	45.0	
合弁銀行	2	1.9	8.9	
外国銀行現地法人	9			
外国銀行支店	50			
ノンバンク	26	0.3	1.5	
ベトナム協同組合銀行	1	0.07	0.3	
人民信用金庫	1,176	1.9	0.9	
マイクロファイナンス機関	4	NA	NA	

(注) 2024年9月時点。

Vietcombank、VietinBank、BIDV の3行は中銀から独立し、株式上場を果たしているが、

中銀の持株比率が50%超であるため、国有商業銀行に含める。

(資料) ベトナム国家銀行統計より国際通貨研究所作成

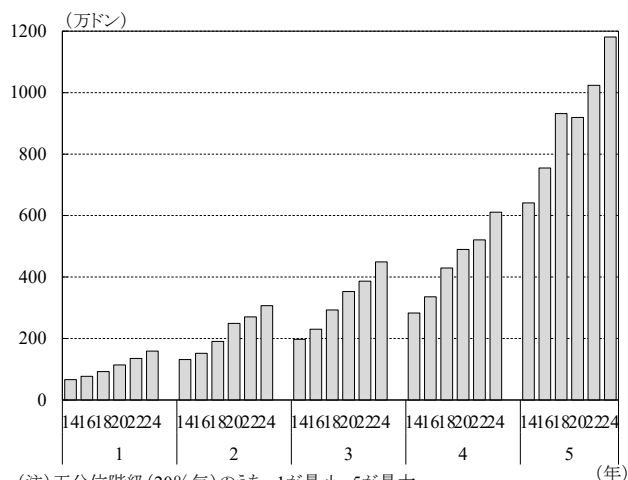
②中間層の概要

ベトナムの一人当たり国民所得（GNI）は 2023 年時点で 4,110 ドルと 10 年間で約 2 倍となるなど、所得水準が大きく向上している。

ベトナム国家統計局統計が実施した家計生活水準調査によると、2024 年の 1 人当たり月間平均所得は 542 万ドンと前年比+9.1%となった（図表 2-4-2）。所得格差は依然として大きいものの、所得が最も高い階層と最も低い階層の所得の差は 2018 年に 10 倍まで拡大した後、コロナ禍以降は縮小傾向となり、2024 年は 7.4 倍となった。

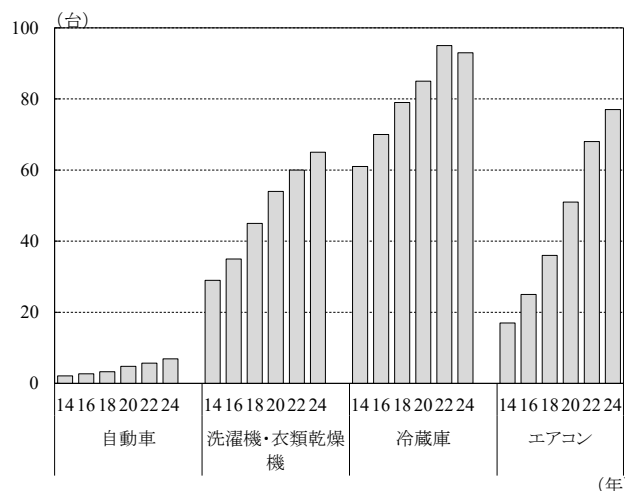
所得向上に伴い、耐久消費財の普及率が上昇している。上述の家計生活水準調査によると、2024 年時点で冷蔵庫は概ね全世帯に普及しているほか、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機も半数以上の世帯が所有している（図表 2-4-3）。また、二輪車の 100 世帯あたりの所有台数は 169 台に上る一方、四輪車は 6.9 台にとどまっており、今後の購買力上昇による消費拡大が期待される。

図表 2-4-2：所得階層別 1 人当たりの月間平均所得



(注) 五分位階級 (20% 毎) のうち、1 が最小、5 が最大。
(資料) ベトナム国家統計局「家計生活水準調査」より国際通貨研究所作成

図表 2-4-3：耐久消費財の 100 世帯あたりの所有台数



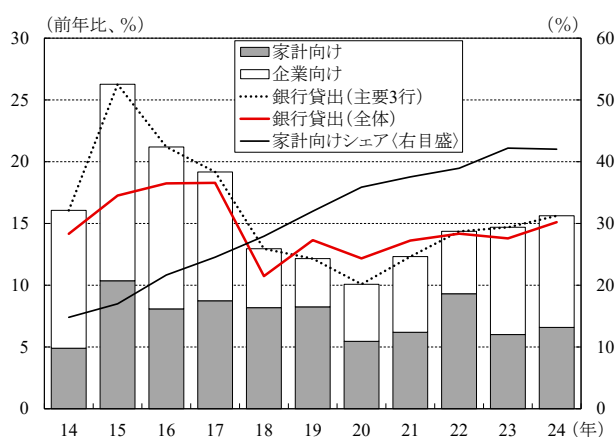
(資料) ベトナム国家統計局「家計生活水準調査」より国際通貨研究所作成

③銀行貸出動向

銀行貸出は前年比二桁台の伸びで安定した拡大が続いている（図表 2-4-4）。中銀は、年初に通年の銀行貸出残高伸び率の上限を設定し、融資実績等に応じて各行に割り当てを行っている。2025 年は前年比 +16%（前年：同 +15%）に引き上げられた。

2024 年末時点で、国有商業銀行である Vietcombank、VietinBank、BIDV の貸出残高は全体の 3 割超を占めるなど重要な役割を果たしている。同 3 行の貸出をみると、2010 年代後半以降、家計向けの伸びが貸出増加に大きく寄与しており、家計向け貸出のシェアは 2014 年の 15% から 2024 年は 42% に拡大した。民間金融機関の推計によると、家計債務残高は、2013 年の GDP 比 25% から 2020 年には同 61%³⁹まで増加した。消費者向けローン残高は労働者所得の 50% に上るなど新興国において高水準との分析もある⁴⁰。

図表 2-4-4：銀行貸出の推移



(注) 1. 銀行貸出 (全体) は金融機関全体。その他は Vietcombank、VietinBank、BIDV の合計。
2. 家計向け貸出はファミリービジネス等の事業用を含む。
(資料) ベトナム国家銀行統計、各行 IR 資料より国際通貨研究所作成

³⁹ <https://hanoitimes.vn/elevated-household-debt-remains-big-concern-for-vietnam-banking-sector-hsbc-317327.html>

⁴⁰ <https://e.vnexpress.net/news/business/economy/vietnam-household-debt-surges-hsbc-report-4276305.html>

家計向け貸出の動向

ベトナムにおける消費者向けローンは信用機関法第 47/2010/QH12 号により規制されており、消費者金融事業は中銀の許可を得た①地場商業銀行・外国銀行現地法人・外国銀行支店、②地場ファイナンス会社限定されている。

ベトナムでは、物件ごとにディベロッパーが指定した金融機関で住宅ローンを組むことが一般的で、特にディベロッパーとの結びつきが強い国有銀行では住宅ローンの割合が高い傾向がある。一方、資金用途を限定しない無目的ローンはファイナンス会社が大部分を占める。中銀は商業銀行の不良債権比率を厳しく管理しており、商業銀行の無目的ローンは一部の信用力のある顧客に限定して提供されるケースが多い。

ファイナンス会社の消費者向けローンは年平均+20%のペースで拡大している。2020 年時点の残高は 2012 年の 2.5 倍となり、国内貸出全体の 2 割を占めた。中銀が消費者金融事業のライセンスを供与しているファイナンス会社 16 社のうち、大手 3 社⁴¹で同市場の 8 割を占める。このうちパーソナルローンやキャッシュローン⁴²等の無目的ローンは 6 割を占める。ただし、中銀による規制の影響でキャッシュローンの割合は低下傾向で、代替としてクレジットカードローンが二桁台の伸びとなっている。

加えて、ベトナムでは約 3 割が銀行口座を保有していない一方、スマートフォンの普及率は高く、消費者金融における P2P レンディング⁴³が急拡大している。

(2) 金融セクターの健全性

銀行セクターの不良債権比率は 2010 年代前半には 3~4% 台だったが、不良債権を処理するベトナム国家債権買取会社 (VAMC) の設立や不良債権処理に関する国会決議などに伴い、低下傾向を辿った (図表 2-4-5)。しかし、2022 年以降、不動産ディベロッパーの業績悪化などを背景に上昇に転じ、2024 年 9 月末には 4.6%⁴⁴まで上昇した。商業銀行の引当率は比較的安定しているものの、2023 年 7-9 月以降、100% を下回り、2024 年 9 月末時点で 84.4% となった⁴⁵。こうしたなか、商業銀行の自己資本比率は 2024 年 11 月時点で 12.49% と国際資本規制であるバーゼルⅡが定める最低基準 8% を上回った (図表 2-4-6)。背景として、民間銀行を中心に劣後債などによる Tier-2 資本の増加や、新株発行による資本金積み増しなどが挙げられる。政府は 2022 年 6 月に公布した「2021 年~2025 年における不良債権処理に伴う信用機関システムの再構築に関するスキーム」 (決定 689/QD-TTg 号) において、2025 年までの金融機関の再編計画を示しており、商

⁴¹ 大手 3 社のシェアは FE Credit が 52%、Home Credit が 17%、HD Saison が 11%。2020 年時点。 [Three companies dominate consumer lending market in VN \(vietnamnews.vn\)](https://three.companies-dominate-consumer-lending-market-in-VN-vietnamnews.vn)

⁴² 顧客の口座に直接入金するローン。

⁴³ 金融機関を介さず、インターネット上で資金の貸し手と借り手を募り、融資を実施する新しい金融仲介の仕組み。

⁴⁴ <https://vir.com.vn/npl-landscape-hinges-on-renewal-of-credit-circular-119140.html>

⁴⁵ <https://theinvestor.vn/bad-debts-at-vietnamese-commercial-banks-remain-a-concern-d15991.html>

業銀行の自己資本比率の目標⁴⁶を規定した。また、中銀はバーゼルⅢ基準の達成を推進しており、20 行以上の銀行が 2025 年中に資本金の増額を計画している⁴⁷。

また、政府は前述の決定 689/QD-TTg 号に基づき、2025 年末時点の不良債権比率を 3%以下とする目標を掲げた。中銀は銀行に対して不良債権処理を積極的に進めるよう指示しており、多くの銀行はそれぞれ策定した健全化計画（中銀が承認）に基づき不良債権処理を進めている。なお、大手国有銀行の不良債権比率は 2024 年末時点で 1%台と低位で安定しており、不良債権比率の上昇は民間銀行を中心とする問題と考えられる。巨額の横領事件に伴い経営危機に陥っている民間最大手のサイゴン商業銀行（SCB）⁴⁸は 2022 年 10 月以降、中銀の特別管理下に置かれ、再編計画に向けた取り組みが行われている。中銀は SCB に対する継続的な特別融資⁴⁹を行っており、2025 年 3 月には銀行経営の実績がある不動産開発会社 Sun Group が中銀から再建計画の策定を委託され、15 年間の SCB 救済計画を発表した⁵⁰。その他、中銀の特別管理下に置かれていたオーシャンバンク（OceanBank）と建設銀行（CB）については 2024 年 10 月にそれぞれベトコムバンク（Vietcombank）と軍隊商業銀行（MB）への強制移管⁵¹が完了し、2025 年 1 月には GP 銀行（GPBank）とドンア銀行（DongABank）について、それぞれティンブオン銀行（VPBank）、ホーチミン市開発銀行（HDBank）への強制移管措置が発表されるなど、銀行業界の再編と経営基盤が脆弱な銀行の不良債権処理が進んでいる。

2024 年末に中銀が実施した信用機関向けビジネス環境に関する調査によると、信用機関は不良債権比率が 2024 年末にかけて低下傾向にあり、2025 年も引き続き低下するとの予測を示す⁵²など、不良債権問題は最悪期を脱した可能性がある。

2024 年 12 月、債務返済期限の繰り延べ等を行った場合でも債務者区分の引き下げを猶予する通達 02/2023/TT-NHNN 号が期限を迎え、失効した。しかし、ベトナム 4 大商業銀行傘下の BIDV Securities Company は同通達の失効に伴う影響について、本件に基づく再編債務残高は金融機関全体の融資残高の 1.6%程度と低く、金融機関のバランスシートに与える影響は小さいと分析している。また、不良債権処理に関する国会決議 42 号（42/2017/QH14）が 2024 年末に失効したことで、債権者による担保差し押さえの権利が規定されておらず、金融機関の債権回収が困難になっていた⁵³。その後、2025 年

⁴⁶ 2023 年までに 10～11%、2025 年までに 11～12%を目標に据えた。

⁴⁷ 2025 年 5 月、中銀は商業銀行 3 行の資本金の増資を承認した。<https://congthuong.vn/ngan-hang-o-at-tang-von-dieu-le-de-don-chuan-basel-iii-387601.html>

⁴⁸ 2020 年末時点で総資産は民間商業銀行で最大規模。

⁴⁹ 2025 年 3 月時点で総額 260 億ドルに達した。

⁵⁰ <https://www.straitstimes.com/business/banking/vietnam-developer-proposes-15-year-rescue-for-bank-at-heart-of-giant-fraud-documents-show>

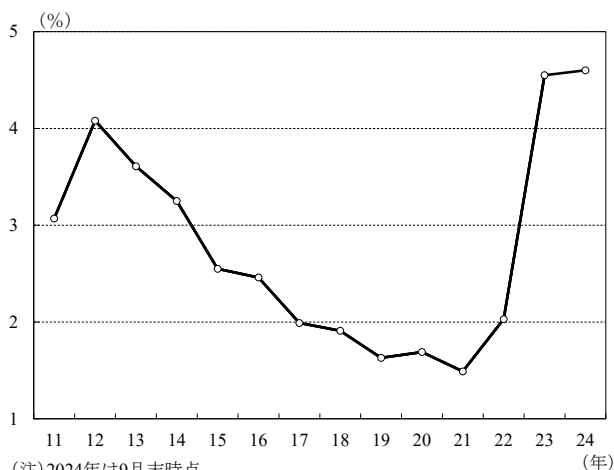
⁵¹ 強制移管措置は、脆弱で特別管理下にある金融機関の出資者に対し、全ての出資分を中銀または中銀が指定した金融機関に強制的に譲渡させるというもの。

⁵² <https://vnba.org.vn/en/majority-of-credit-institutions-expect-profit-growth-in-2025-16529.htm>

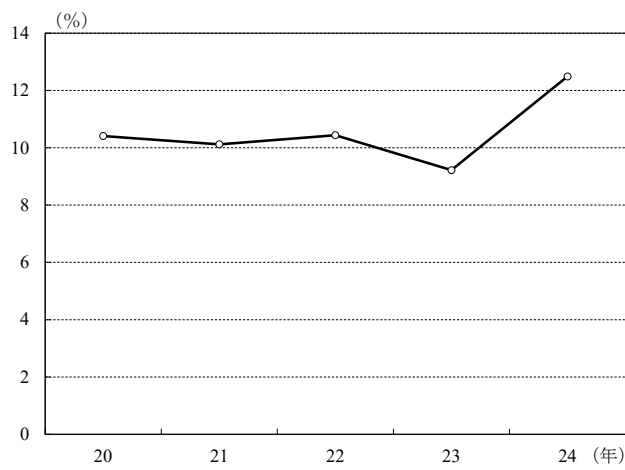
⁵³ <https://baodautu.vn/nhieuc-thay-doi-tai-luat-cac-to-chuc-tin-dung-sua-doi-canb-bao-do-voi-con-no-chay-y-d303048.html>

6 月に信用機関法改正案⁵⁴が国会で可決されたことで金融機関の不良債権処理における法的根拠が明確になり、円滑な債権回収と金融システムの安定化に繋がることが期待される。

図表 2-4-5：不良債権比率の推移



図表 2-4-6：自己資本比率の推移



(3) 小括

ベトナムでは、1 人当たり GDP が 4,000 ドルを超え、中間層の増加に伴う消費需要の伸びを背景に今後も消費者向けローンの拡大が続くとみられる。中銀が設定する銀行貸出残高伸び率の上限が引き上げられるなか、家計債務残高の急拡大や銀行セクターにおける不良債権問題には引き続き注視が必要であり、金融機関の健全性を維持しつつ、融資の拡大を図ることが課題となる。

このほか、一部のファイナンス会社が年利 50%超の高金利を課していることや強硬な債権回収が行われていることが社会問題となっている。中銀は上限金利の設定や消費者金融に特化した借り手保護に関する法整備の必要性を指摘している。加えて、近年急拡大している P2P レンディングは現行の融資規制の対象外で、貸出金利が高いなど、債務者保護の観点から課題が指摘されている。中銀は 2024 年 3 月、P2P レンディングを含むデジタル・バンキングについて、法的枠組みや規制を検討するサンドボックスプログラム（最大 2 年）を開始しており、適切な法規制の導入が期待される。

⁵⁴ 2025 年 10 月施行。 <https://baochinhphu.vn/quoc-hoi-thong-gua-luat-sua-doi-bo-sung-mot-so-dieu-cua-luat-cac-to-chuc-tin-dung-102250627094826446.htm>

5. カンボジア

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

2024 年末時点で、59 行の商業銀行と 9 行の専門銀行⁵⁵、89 社のマイクロファイナンス機関（MFIs）、13 社のリース会社、30 社の支払サービス機関（Payment Service Institutions）、約 3,300 社の両替商があり、カンボジア国立銀行（以下、中銀）が金融監督を行っている（図表 2-5-1）。総資産に占める割合は商業銀行が 92%と大部分を占め、MFIs が次いで 6.9%となっている。MFIs は、4 社の預金受入が可能なマイクロファイナンス機関（Microfinance Deposit-taking Institutions：MDIs）、85 社の預金受入不可のマイクロファイナンス機関（Microfinance non-Deposit-taking institutions）に分けられ、MFIs は銀行の支店や ATM がなく、金融サービスにアクセスできなかった農村部において、個人向けや農業分野への貸出を拡大し、金融包摂に大きく貢献してきた。

図表 2-5-1:カンボジアの金融システムの概要

	金融機関数	総資産 (兆リエル)	総資産に 占める割合(%)	監督機関
商業銀行 (Commercial Banks)	59	338.3	91.9	中銀
国内銀行 (Locally Incorporated)				
外資銀行子会社 (Subsidiary Banks)				
外資銀行支店 (Foreign Branch Banks)				
専門銀行 (Specialized Banks)	9	7.9	0.7	
マイクロファイナンス機関 (Microfinance Institutions: MFIs)	89	25.7	6.9	
預金受入可能マイクロファイナンス機関 (Microfinance Deposit-taking Institutions: MDIs)	4	17.8	4.8	
預金受入不可のマイクロファイナンス機関 (Microfinance non-Deposit-taking Institutions)	85	7.9	2.1	
リース会社 (Leasing Companies)	13	1.4	0.4	
地方信用機関 (Rural Credit Institutions)	113	0.3	0.1	
支払いサービス機関 (Payment Service Institutions)	30	NA	NA	中銀
両替商 (Money Changers)	3,334			

(注) 2024 年末時点。

(資料) カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

②中間層の概要

カンボジアは縫製業を中心とした製造業の振興等を背景に経済成長を実現し、2024 年の国連総会において、5 年間の準備期間を経て 2029 年に後発開発途上国 (LDC) から卒業することが決定した。政府は 2030 年までに上位中所得国、2050 年までに高所得国入りを果たす目標を掲げており、輸出先・輸出品目の多角化や海外直接投資の誘致、研究・開発 (R&D) 機能の強化などに取り組む方針を示している⁵⁶。

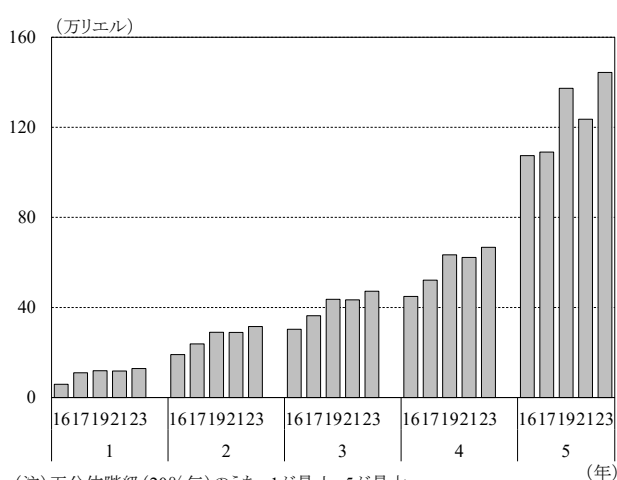
⁵⁵ 通常の銀行業務である、預金、為替、貸出業務のうち 1 つのみを行う。主にクレジットカード発行を含む貸出業務のみを行っている。

⁵⁶ <https://www.khmertimeskh.com/501574413/pm-spells-out-strategies-to-make-cambodia-high-income-by-2050/>

経済発展に伴い、国民の所得は増加しているものの、格差は依然として大きい。カンボジア国家統計局が 2023 年に実施した社会経済調査によると、上位 20%世帯の 1 人当たり月間平均可処分所得は下位 20%世帯の約 11 倍で、上位 20%世帯が総所得の約 48% を占めた（図表 2-5-2）。

耐久消費財の世帯当たり所有率をみると、携帯電話はほぼ 100%、バイクは 90%と高く、地域ごとの所有率の差はほとんどない（図表 2-5-3）。一方、自動車やパソコンはそれぞれ 10.4%、7.8%と低水準にとどまり、首都圏と農村部で所有率の差も大きい。

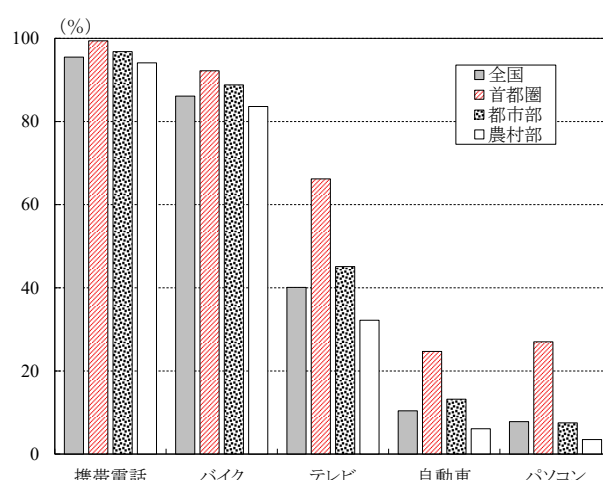
図表 2-5-2: 所得階層別 1 人当たりの月間平均可処分所得



(注) 五分位階級 (20%毎) のうち、1が最小、5が最大。

(資料) カンボジア国家統計局「社会経済調査」より国際通貨研究所作成

図表 2-5-3: 耐久消費財の地域別世帯当たり所有率 (2023 年)



(資料) カンボジア国家統計局「社会経済調査」より国際通貨研究所作成

③銀行貸出動向

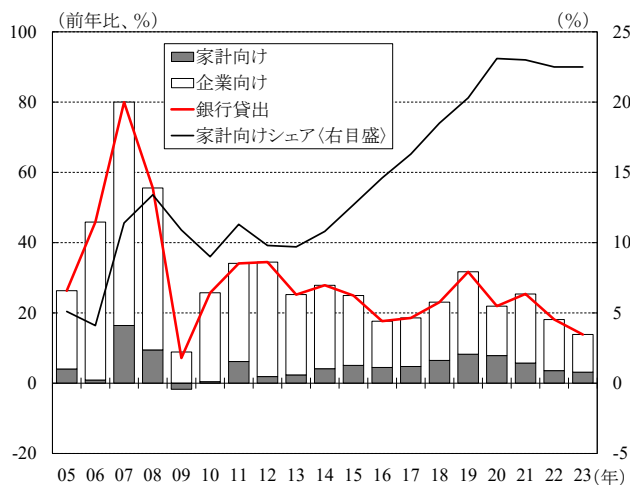
銀行貸出は、2022 年以降、中国経済の低迷や不動産市場の停滞に伴う景気減速から貸出の伸びが鈍化した（図表 2-5-4）。世界銀行によると⁵⁷、2025 年 3 月は不動産セクターの低迷などを背景に銀行の与信残高は前年比+5.0%にとどまり、GDP 比では 120.4%と前年同月（同 124.1%）から低下した。家計向けシェアは 2015 年以降、拡大ペースが加速し、2020 年には 23.1%となり、その後は横這いで推移している。

家計債務残高は、2022 年末時点で GDP 比 27%まで上昇した（図表 2-5-5）。背景には、2010 年代後半以降、金融商品の多様化やデジタル化の進展に伴う農村部を含めた金融包摂の深化に加えて、コロナ禍で 2020 年の GDP が前年比マイナスとなったことも同比率の上昇につながったとみられる。加えて、不動産開発事業者が提供する住宅ローンが広く利用されており⁵⁸、実際の家計債務は中銀の公表値を大きく上回っている可能性がある。

⁵⁷ World Bank [2025]

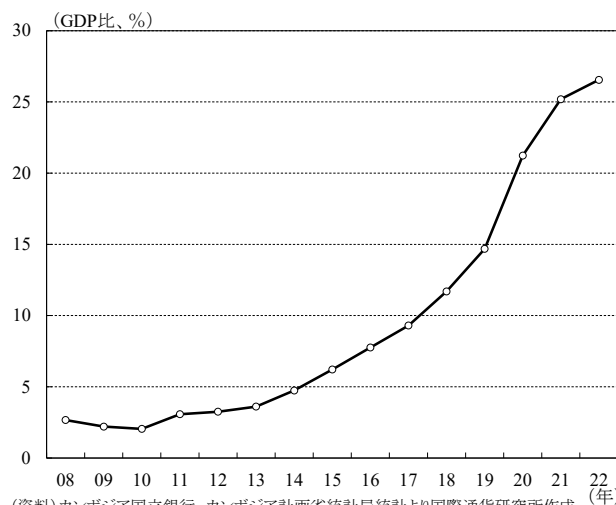
⁵⁸ 不動産事業者の貸付が銀行融資によって賄われていた場合、その規模は GDP 比 39%～同 112%と推計される。ただし、同 112%は極端なシナリオで、実際には同 60%～70%程度が現実的とされる（AMRO [2023]）。

図表 2-5-4: 銀行貸出の推移



(資料)カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-5-5: 家計債務残高の推移



(資料)カンボジア国立銀行、カンボジア計画省統計局統計より国際通貨研究所作成

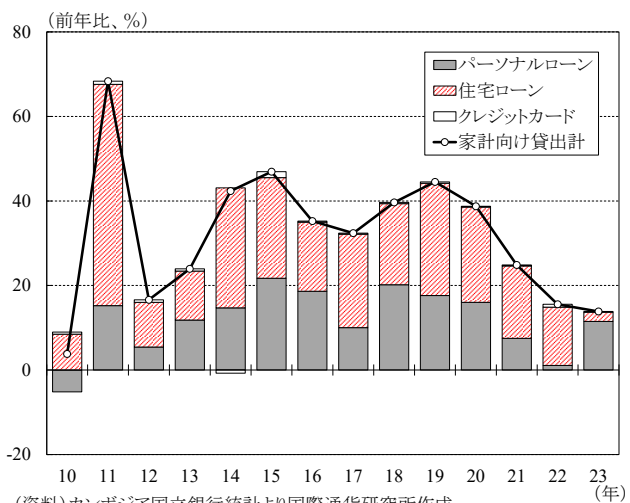
家計向け貸出の動向

家計向け貸出について、銀行は主に都市部の高所得者層、MFIs は主に農村部の低所得者層をターゲットとしている。ただし、近年は銀行の農村部への進出や MFIs の都市部での活動が拡大しており、顧客層の差は縮小しつつある。

銀行の家計向け貸出は 2022 年以降、景気減速の影響で伸び幅が前年比+10%台に鈍化した（図表 2-5-6）。2023 年は金利上昇や消費者マインドの悪化を背景に特に住宅ローンの伸び悩みがみられた。カンボジアではクレジットカードが普及しておらず、クレジットカードローンは家計向け貸出全体の 1%に満たない。

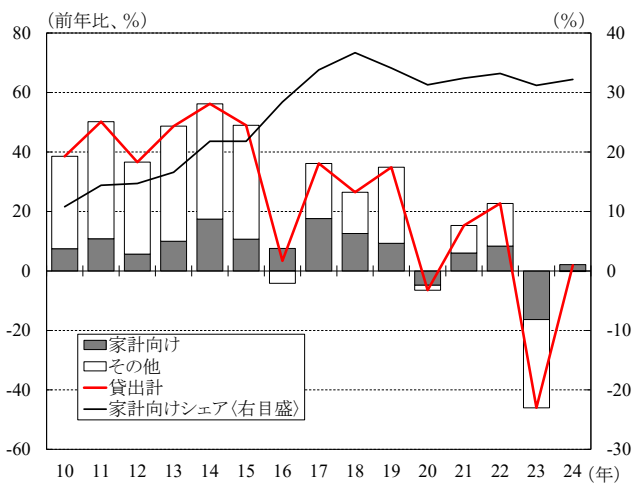
MFIs の貸出も、近年は貸出の伸びが緩やかになっている（図表 2-5-7）。2024 年は前年の大幅なマイナス⁵⁹からプラスに転じたものの、前年比+2.1%にとどまった。

図表 2-5-6: 銀行の家計向け貸出（目的別）



(資料)カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

図表 2-5-7: MFIs の貸出推移



(資料)カンボジア国立銀行統計より国際通貨研究所作成

⁵⁹ Prasac Microfinance Institution Plc. と Kookmin Bank Cambodia Plc. が合併し、商業銀行へ転換したため。

(2) 金融セクターの健全性

金融機関の不良債権比率は 2000 年代前半には二桁の高水準だったが、外国銀行進出に伴う与信管理スキルの向上や与信の分類と引当に関する新規則の導入など中銀による金融監督の強化を背景に低下した（図表 2-5-8）。しかし、2022 年以降は大きく上昇し、世界銀行によると⁶⁰、2024 年末時点の不良債権比率は銀行、MFIs それぞれ 7.9%、9.0%となった。

不良債権比率上昇の背景にはコロナ禍の経済支援策として 2020 年 3 月に導入された金融機関向けのローンリストラクチャリング政策の終了（2022 年 6 月）が挙げられる。この政策は当初、コロナ禍の影響が大きかった縫製業、観光業、運輸業、建設業の 4 分野の貸出債権を対象に引当金の積み増し等を行わずに融資条件の緩和を許容し、後に 4 分野以外の債権も対象となった。2021 年 6 月以降は、同政策の対象となった融資について、引当金の設定や債権分類が順次行われ、特例措置の終了に向けた転換が行われた。ただし、ASEAN+3 マクロ経済調査事務局（AMRO）⁶¹によると、同政策が終了した 2022 年 6 月時点で対象債権の 43%が評価期間中で債権分類がされておらず、評価完了後の 2023 年末に不良債権比率の大幅上昇につながった。

こうしたなか、中銀は 2024 年 8 月、金融機関向け融資再編にかかる通達⁶²を発表し、債権分類や追加の引当金の計上を行わずに 2 回まで金融機関に対し、顧客の融資再編を認めた。世界銀行⁶³によると、2025 年 1 月までに金融機関の融資総額の約 10%が再編されたが、カンボジアの不良債権比率は実態を正確に反映していない可能性が指摘されており、同通達が期限を迎える 2025 年 12 月末以降、さらなる不良債権比率の悪化も懸念される。現状は貸出に占める比率が高い不動産セクターや家計向けの不良債権比率は他セクターに比べて低いものの⁶⁴、今後の動向を注視する必要がある。

金融機関の健全性について、2024 年末時点の銀行と MDIs の流動性比率（LCR）はそれぞれ 199%、175%と 100%を大きく上回っているほか、自己資本比率（CAR）も 20%台と中銀が定める 15%を超えており、健全性は総じて高いといえる（図表 2-5-9）。

金融機関の収益性は、2017 年に MFIs に対して貸出金利の上限規定が導入されたことで ROA、ROE とも大きく低下した。その後、収益指標は改善しつつあったが、2023 年以降は調達金利上昇や不良債権比率上昇などに伴い悪化し、2024 年の ROA、ROE はそれぞれ 0.4%、1.7%となった。

⁶⁰ World Bank [2025]

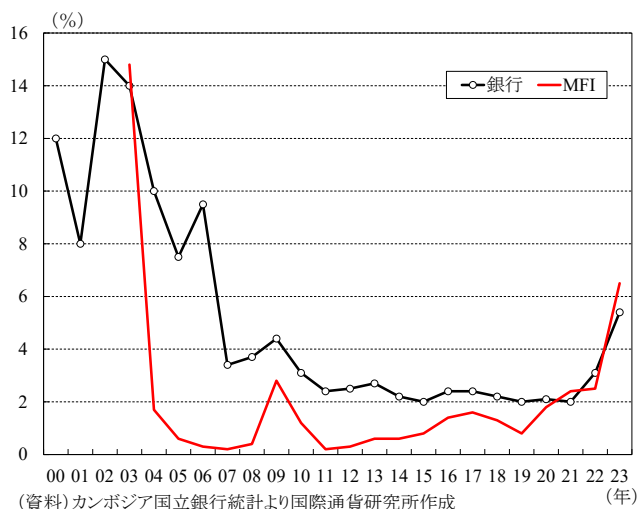
⁶¹ AMRO [2022]

⁶² https://www.rhllawcambodia.com/wp-content/uploads/2024/09/Monthly-Legal-Update_Aug2024.pdf

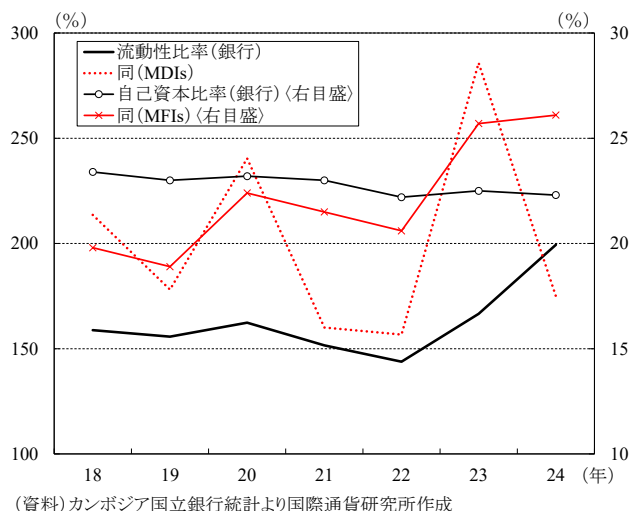
⁶³ World Bank [2025]

⁶⁴ National Bank of Cambodia [2025]

図表 2-5-8：不良債権比率



図表 2-5-9：金融機関の健全性



(3) 小括

カンボジアの消費者金融市場は、中長期的には所得向上による消費意欲の高まりが支えとなり、安定した成長が見込まれるものの、不良債権比率の上昇に伴い、短期的には伸び悩みが続く可能性がある。こうしたなか、中銀の監督を受けない不動産開発業者による住宅ローン拡大の問題に対応するため、同事業者の財務情報の開示義務や罰則の強化、ローン金額の上限設定などの措置が必要とされる。また、不良債権が増加するなか、カンボジアでは不良債権の売却や法的措置などに関する枠組みが未整備である点が課題となっており、今後、不良債権処理を円滑に行うための制度を導入し、金融安定化に繋げていく必要がある。

加えて、中銀の監督下にはない事業者による高金利ローンや小口融資事業者からの多重債務が社会問題となっており、小口融資に対する規制や顧客保護制度の整備、借り手の金融リテラシー向上のほか、返済能力を考慮した適切な事前評価や顧客保護に関する認証手続きの厳格化などが必要となる。2024年には債務者保護を強化した金融機関向けの新たなガイドラインが策定されており、公正な消費者金融市場の発展に寄与することが期待される。

6. インド

(1) リテール金融市場の現状と課題

①金融システムの概要

インドの金融システムは、銀行部門と非銀行金融機関に大きく分けられる（図表 2-6-1）。インド準備銀行（RBI、中央銀行）が、主に 1949 年銀行規制法（Banking Regulation Act）に基づき、両者に対する規制・監督権限を有する⁶⁵。

銀行部門では 2017 年以降、国営銀行 11 行が相次いで早期是正措置（PCA）⁶⁶の対象となり、政府主導で再編・統合が行われ、国営銀行数は 2017 年の 21 行から 12 行まで減少したが、State Bank of India(SBI)をはじめとする国営銀行が総資産で約 5 割を占めるなど、なお中心的な役割を担っている。民間では最大手の HDFC 銀行が 2023 年に親会社である住宅開発金融会社（HDFC）を吸収合併し、SBI に次ぐ規模となった。

非銀行金融機関には、政府系金融機関である全インド金融機関（All India Financial Institutions: AIFIs）、非銀行金融会社（Non-banking Finance Companies: NBFCs）、国債引き受けを行う政府公認のプライマリーディーラー（Primary Dealers）がある。

AIFIs には、全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development: NABARD）、インド輸出入銀行（EXIM Bank）、小規模産業開発銀行（Small Industries Development Bank of India: SIDBI）、全国住宅銀行（National Housing Bank: NHB）、2021 年に開発金融機関として設立されたインフラ開発金融銀行（National Bank for Financing Infrastructure and Development: NaBFID）の 5 行があり、それぞれ農業・農村、貿易金融、零細中小企業、住宅金融、インフラへの長期資金の提供を目的としている。

図表 2-6-1: インドの金融システムの概要(2024 年 3 月時点)

業態		銀行数	総資産 (億ルピー)	銀行部門の総資産 に占める割合(%)	監督機関
銀行部門 (Banking Sector)	指定商業銀行(Scheduled Commercial Banks)	95	2,808,055	89.9	中銀 (RBI)
	国営銀行(Public Sector Banks)	12	1,549,323	49.6	
	民間銀行(Private Sector Banks)	21	1,052,137	33.7	
	外国銀行(Foreign Banks)	44	170,599	5.5	
	小規模ファイナンス銀行(Small Finance Banks: SFBs)	12	33,528	1.1	
	支払銀行(Payment Banks: PBs)	6	2,467	0.1	
	地域農村銀行(Regional Rural Banks: RRBs)	43	84,008	2.7	
	地域銀行(Local Area Banks: LABs)	2	158	0.0	
	協同組合信用機関(Credit Cooperatives)	109,433	232,643	7.4	
	都市協同組合銀行(Urban Cooperative Banks)	1,472	70,767	2.3	
	地方協同組合信用機関(Rural Cooperatives)	107,961	161,876	5.2	
非銀行 金融機関 (Non-banking Finance Institutions)	全インド金融機関(All India Financial Institutions)	5	149,307	NA	中銀 (RBI)
	ノンバンク金融会社(Non-banking Financial Companies: NBFCs)	9,420	506,861		
	資産再建会社(ARC)	27	NA		
	プライマリーディーラー(Primary Dealers: PDs)	21	NA		
	銀行型PDs	14	NA		
	独立型PDs	7	NA		

(資料) RBI 資料より国際通貨研究所作成

⁶⁵ <https://www.rbi.org.in/scripts/AboutusDisplay.aspx>

⁶⁶ 早期是正措置(PCA)は、金融機関の経営の健全性を図り、破たんを未然に防ぐため RBI が 2002 年に導入、2017 年 4 月に基準の見直しが行われた。PCA の対象になると、配当支払、利益送金、支店開設の禁止や引当率の引き上げなど業務縮小・資産圧縮が求められる。2022 年 9 月までに対象の銀行がゼロとなった。

NBFCs は、生産・経済活動や証券投資のための融資を行う投資・信用会社（NBFC-ICC）や電力と鉄道といったインフラ分野を中心に融資を行うインフラファイナンス会社（NBFC-IFC）をはじめ、マイクロファイナンス会社（NBFC-MFI）、資金の出し手と借り手を結びつけるオンラインプラットフォーム（NBFC-P2P）など目的に応じた様々な形態がある（図表 2-6-2）。総資産（2024 年 3 月時点）のうち、NBFC-ICC（62.8%）と NBFC-IFC（32.8%）が合わせて 96%を占める。なお、NBFCs は預金受入れの有無や総資産規模、活動内容、リスク度合いなどに応じて、①Top Layer(TL)、②Upper Layer(UL)、③Middle Layer(ML)、④Base Layer(BL)の 4 つに分類されている（図表 2-6-3）。数では NBFC-BL が 96%を占めるが、総資産では NBFC-ML が 69%、NBFC-UL が 25%、NBFC-BL が 6%の構成比となっている（2024 年 3 月末時点）。

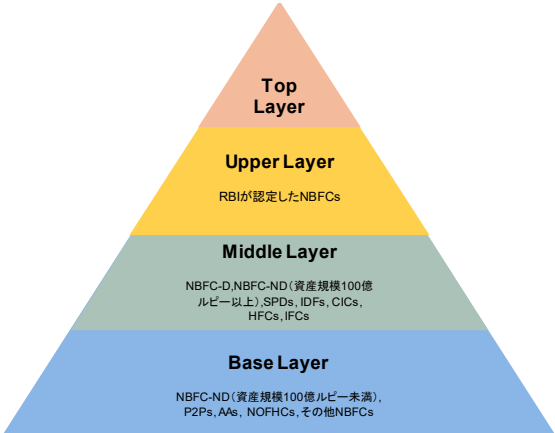
2018 年 9 月のインフラ開発金融大手ノンバンク Infrastructure Leasing & Financial Services Ltd(IL&FS)や Dewan Housing Finance Corporation(DHF)の債務不履行を契機に NBFCs 全体の健全性に対する懸念が広がり、一部ノンバンクの流動性危機や資金繰り悪化などで淘汰が進んだほか、2019 年 12 月に RBI が、既存の NBFCs や民間の地域銀行が一定の規制要件を満たした上で SFBs への転換を認めたこともあり、RBI に登録されている NBFCs はピーク時の 1 万社超から約 9,400 社程度まで減少した（2024 年 3 月末時点）。

図表 2-6-2 : NBFCs の概要

名称	事業内容
投資・信用会社 (Investment and Credit Company : NBFC-ICC)	生産活動・経済活動の支援および投資用有価証券取得のための融資
インフラファイナンス会社 (Infrastructure Finance Company :NBFC-IFC)	インフラ向けローン
中核投資会社 (Core Investment Company: CIC)	グループ会社の持分、優先株式、借入金への投資
インフラデッドファンド (NBFC-Infrastructure Debt Fund: NBFC-IDF)	運営開始後のインフラプロジェクトの長期債務の流れの円滑化
マイクロファイナンス機関 (Micro Finance Institution: NBFC-MFI)	金融サービスへのアクセスが難しい層に対して、少額の無担保ローンを提供
ファクター (NBFC-Factors)	譲渡人の売掛債権の取得または売掛債権の担保権に対する割引価格での融資
金融持株会社 (Non-Operative Financial Holding Company: NBFC-NOFHC)	プロモーターによる新銀行設立を支援
住宅ローン保証会社 (Mortgage Guarantee Company: MGC)	住宅ローン保証業務
アカウント・アグリゲーター (Account Aggregator : NBFC-AA)	顧客の金融資産に関する情報を統合・整理し、顧客または顧客の指定する第三者に提供
P2P融資プラットフォーム (Peer to Peer Lending Platform: NBFC-P2P)	貸し手と借り手を結びつけるオンラインプラットフォーム
住宅金融会社 (Housing Finance Company: HFC)	住宅の購入・建設・改築・改修・修繕のファイナンス

(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

図表 2-6-3 : NBFCs の規模別分類



(注) SPDs: Standalone Primary Dealers, IDFs: Infrastructure Debt Fund, CICs: Core Investment Company, FCs: Housing Finance Companies, IFCs: Infrastructure Finance Companies, P2Ps: Peer to Peer Lending Platforms, AAs: Account Aggregators, NOFHCs: Non-Operative Financial Holding Companies.
(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

②金融包摂に向けた近年の取り組みと中間層の動向

モディ政権が 2014 年 8 月に開始した「国民皆口座プロジェクト（Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana: PMJDY）」は、従来、金融サービスへのアクセスが困難であった層の金融包摂実現に大きく寄与している。具体的には、国民 ID 番号（Aadhaar）と紐づいた銀行口座を開設し、銀行の支店や ATM が存在しない農村地域でも銀行代理店にあるマイクロ ATM 端末で Aadhaar 番号と指紋による生体認証のみで、現金の出入金、送金、残高照会、当座貸し越し（口座開設から 6 ヶ月後）などの金融取引が利用可能となったほか、

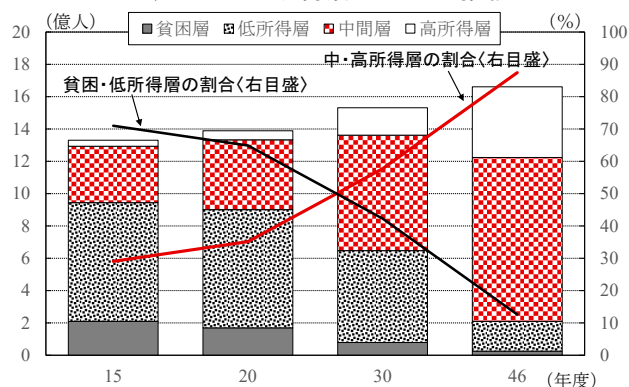
希望者にはデビットカード（RuPay PMJDY）が提供される。こうしたことを受けて銀行口座の普及が加速し、15歳以上の国民の銀行口座保有率は2014年時点の53%から2024年には89%と高中所得国と肩を並べる水準にまで上昇した。

2016年4月に導入された電子送金システム「統一決済インターフェース（Unified Payments Interface: UPI）」⁶⁷により、スマートフォンのアプリケーション上で24時間365日、銀行口座間のリアルタイム送金が可能となった。インド決済公社（National Payments Corporation of India: NPCI）が開発し、民間事業者にも開放され、これを活用した電子決済サービスの提供が相次いだ。UPIを用いた送金や加盟店の手数料が原則無料であることに加えて、コロナ禍での非対面・非接触決済ニーズの高まりなどもあり、リテール電子決済額に占めるUPIの割合は84%まで拡大した（2024年度）。なお、NPCIは2023年9月、Credit Line on UPI(CLOU)を開始し、銀行の顧客がUPIアプリから事前承認されたクレジット・ラインに直接アクセスできるようになった。

中間層・所得格差

2020年度時点で低所得層以下の人口が全体の6割を占めるが、2030年度までに中間層以上の人口が低所得層以下を上回る可能性があり、市場拡大への期待も高い（図表2-6-4）。ただし、1人当たりGDPを州別にみると、シッキム、ゴア、デリーで5,000ドルを超える一方、ビハールでは1,000ドルを下回るなど、州や都市・農村の間の所得格差が大きい点には留意する必要がある（図表2-6-5）。また、非農業部門の就労者の7割強⁶⁸がインフォーマル部門⁶⁹に属しており、フォーマル部門での雇用創出も課題と言える。

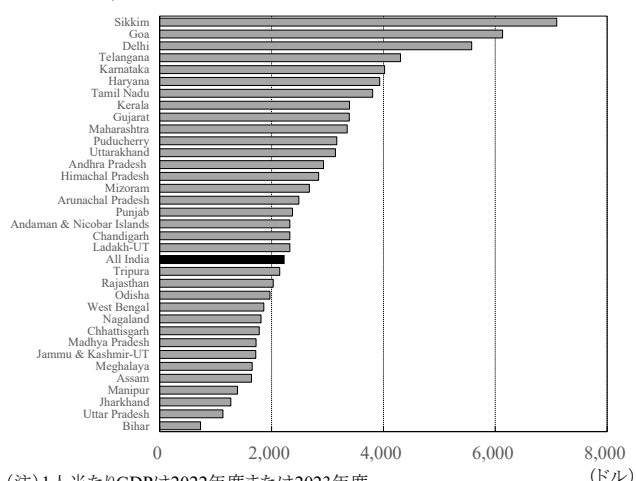
図表 2-6-4：所得層別人口の推移



(注)『高所得層』は、世帯年収が300万ルピー（約4万ドル）超、
『中間層』は、同50万ルピー（約6,700ドル）以上300万ルピー未満、
『低所得層』は同12.5万ルピー（約1,700ドル）以上50万ルピー未満、
『貧困層』は、同12.5万ルピー未満。

(資料) PRICE[2023]、インド政府統計より国際通貨研究所作成

図表 2-6-5：州別にみた1人当たりGDP



(注) 1人当たりGDPは2022年度または2033年度。

(資料) インド政府統計より国際通貨研究所作成

⁶⁷ 開発・運用はインド決済公社（National Payments Corporation of India: NPCI）。その後民間事業者にも開放。

⁶⁸ 2023年度（2023年7月～2024年6月）。

⁶⁹ インフォーマル部門の就労者は、法人化していない企業や家計などの事業体の就労者。社会保障受給の対象となる正規労働者を除く。

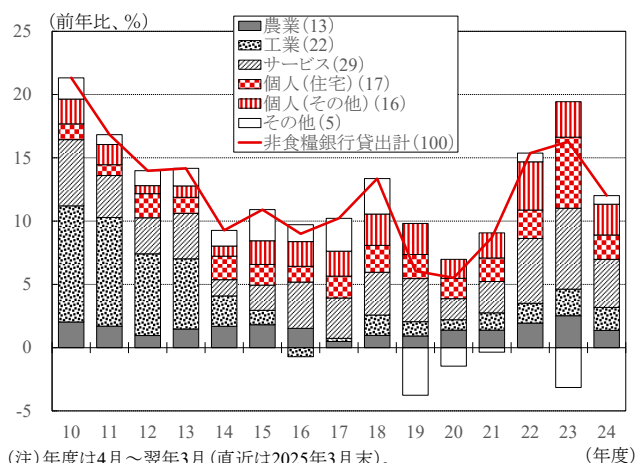
③銀行貸出動向

銀行貸出は、コロナ禍以降、景気回復に加えて不良債権（Non-performing Assets: NPA）処理の進展、HDFC 銀行による住宅開発金融会社（HDFC）の吸収合併も押し上げ要因となり、2023 年にかけて伸びが加速した（図表 2-6-6）。足元、二桁の伸びが続いているものの、伸びはやや鈍化している。分野別では、個人向け（Personal Loan）やサービス向けが牽引役となっており、貸出残高に占める個人向けの割合は3割超まで拡大している。個人向け貸出の構成比は、住宅ローン（約5割）、オートローン（約1割）、クレジットカードローン（約5%）となっている。足元にかけての貸出の伸びの鈍化は、2023 年 11 月に RBI が商業銀行および NBFCs の消費者向け信用のリスクウェイトを引き上げたことなどが影響しているとみられる。

2010 年代半ば以降、商業銀行貸出の伸び悩みが続く中、相対的に規制が緩い NBFCs による貸出が急拡大したが、前述の 2018 年の一部 NBFCs の流動性危機などを契機に伸びが鈍化した。2024 年初めにかけては、インフラを中心とする工業向けに加えて、リテール向けが伸びを高め、リテール向け貸出（Retail loans）の全体に占める割合は全体の3割超に拡大している。NBFCs のリテール向け貸出のうち最大の割合を占めるオートローン（2024 年 3 月末時点で全体の 35%）や金担保ローン（同 11%）が伸びを高めた一方、クレジットカード（同 4%）などについては伸びが鈍化した（図表 2-6-7）。

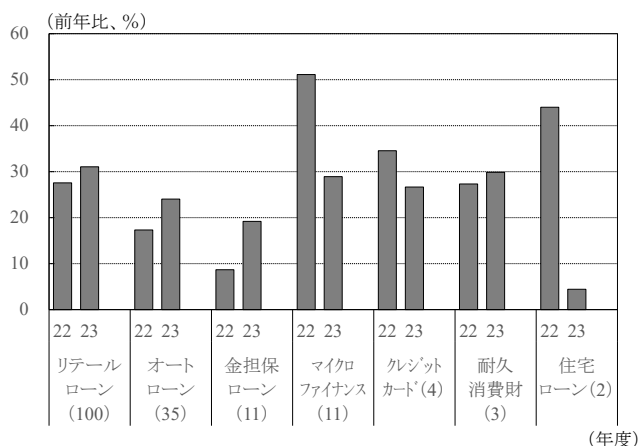
2023 年末時点の家計債務残高は GDP 比 40%、2023 年 3 月末時点の家計の債務返済比率（DSR）は 6.7%と総じて低水準にある⁷⁰。2024 年半ばにかけて延滞率は総じて安定しているものの、5 万ルピー以下の小口ローンの延滞率の高さや、小口ローンの借り手は複数のローンを抱える傾向が強い点などを警戒すべき点として指摘されている⁷¹。

図表 2-6-6：商業銀行貸出の推移



(注) 年度は4月～翌年3月(直近は2025年3月末)。
分野名後の括弧内は全体に占めるシェア(2025年3月末時点)。
(資料) RBI統計より国際通貨研究所作成

図表 2-6-7：NBFCs リテール向け貸出の推移



(注) 年度は4月～翌年3月(直近は2024年3月末)。
分野名後の括弧内は全体に占めるシェア(2024年3月末時点)。
(資料) RBI統計より国際通貨研究所作成

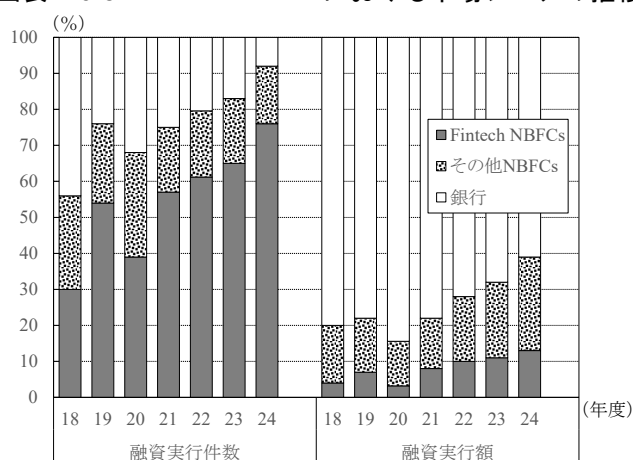
⁷⁰ 主要指定商業銀行 12 行（リテールローン全体の約 80%を占める）を対象とする調査（RBI, 2023d）

⁷¹ RBI [2024d]

デジタルローン

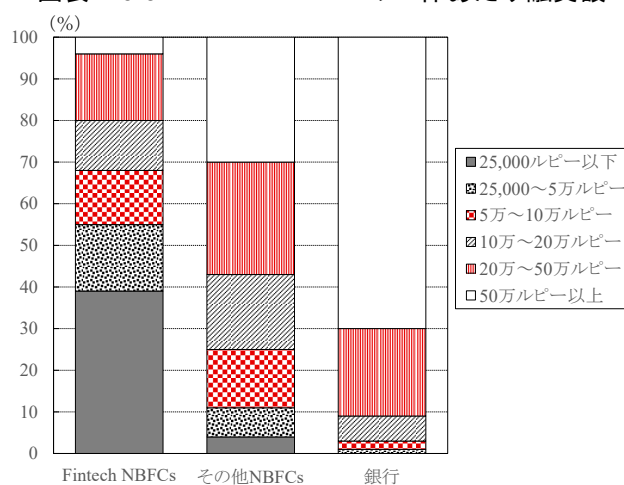
近年、商業銀行や NBFCs それぞれのウェブサイトやモバイルアプリケーション、あるいはフィンテック企業との協働など様々な形態でのデジタルレンディングが拡大しつつある。商業銀行は、特に個人（Personal）向けや零細中小企業（MSMEs）向け貸出のデジタル化を進めている。2024 年度⁷²の個人向け融資（Personal Loan）に占める NBFCs-FinTech の割合は、実行額では 13%にとどまるものの、件数では 76%に拡大した（図表 2-6-8）。NBFCs-FinTech の顧客層は、世帯年収 30 万～120 万ルピー⁷³の若年層が多く、かつ小口融資の割合が大きい（図表 2-6-9）。

図表 2-6-8 : Personal Loan における市場シェアの推移



(注) 年度は4月～翌年3月。ただし、2024年度は2024年12月末時点。
(資料) FACE [2024]より国際通貨研究所作成

図表 2-6-9 : Personal Loan の 1 件あたり融資額



(資料) FACE[2024]より国際通貨研究所作成

耐久消費財の購入における BigTech の活用

E コマースや SNS などの事業を手掛ける IT 大手（BigTech）のプラットフォームで耐久消費財を購入する際のクレジット・オプションとしては、クレジットカードによる購入、UPI（クレジット・ライン、Rupay クレジットカードのリンク）、後払い（Buy Now Pay Later: BNPL）、分割払い（コスト無し）、分割払い（スタンダード）がある。

2024 年 7 月に RBI が実施したサンプル調査⁷⁴では、商品の購入に利用可能な分割オプションのうち、約 8 割は分割払い（スタンダード）で、残りは分割払い（コスト無し）となっている。また、クレジットカードでの分割払いの金利は相対的に低い（ただし、ローンの期間に左右）一方、BNPL ローンでは 24%と高金利が適用されるケースもあるとみられる。なお、商業銀行が BigTech を通じて融資する耐久消費財ローン全体の約 5 割は 13%以下の金利が適用されている。

⁷² 2024 年 4 月～12 月までの 9 ヶ月間の実績。

⁷³ 約 53 万円～210 万円（1 ルピー＝1.75 円換算）。

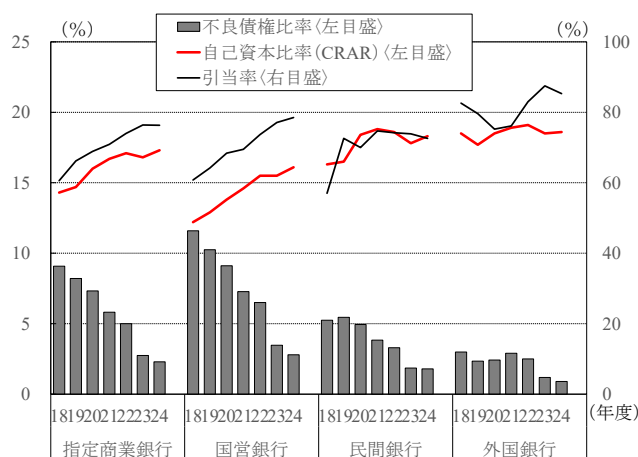
⁷⁴ 対象は 15 のカテゴリーにおける 150 の商品。

(2) 金融セクターの健全性

商業銀行の NPA 比率は、2025 年 3 月末には 2.3%と 14 年ぶりの水準まで低下した（図表 2-6-10）。個人向けローンの NPA 比率は全体として低水準（2025 年 3 月末時点：1.2%）にあるものの、内訳では、クレジットカード債権（2.3%）が相対的に高めとなっている。クレジットカード債権の NPA 比率については、特に国営銀行（14.3%）の高さが目立つ。民間銀行に比べてクレジットカード市場への参入が遅れた国営銀行が Tier-II および Tier-III の都市などを中心にビジネスを拡大させていることなどが影響しているとみられる。このほか、2025 年 3 月末時点の商業銀行の自己資本比率（Capital to Risk-weighted Assets Ratio: CRAR）は 17.3%、引当率は 76.3%、流動性カバレッジ比率（LCR）は 132.6%（最低必要水準：100.0%）と総じて健全性を保っている。

NBFCs(UL+ML)についても、NPA 比率が 3.0%、引当金カバー率（PCR）が 66.2%、CRAR が 25.8%（最低必要水準：15%）と総じて安定を保っている（2025 年 3 月時点）。

図表 2-6-10：商業銀行の健全性指標の推移



(注) 年度は4月～翌年3月。直近は2025年3月末時点。

(資料) RBI統計より国際通貨研究所作成

(3) 小括

インドでは、正規の金融機関からの借入へのアクセスは成人の 1 割程度にとどまるなど、金融深化および金融包摂上の課題は大きい。近年はフィンテック企業を含む NBFCs などが提供するローンの拡大などがギャップを埋める上で一定の役割を果たしつつある。政府も India Stack の一部としてオルタナティブデータを活用した無担保ローンへのアクセス拡大の枠組みを導入するなど、デジタル技術を活用した金融・社会インフラの整備も金融包摂の実現につながることが期待される。

中長期的には、所得水準の向上に伴う旺盛な消費拡大を背景に、消費者向け信用の拡大が見込まれる。ただし、金融機関が与信判断材料として参照する信用情報機関のスコア保有者はまだ限られ、長い目でみてスコア保有者の拡大、消費者の信用力や金融リテラシーの向上などが課題と言える。

7. 今後の展望と課題

アジア主要国では、金融深化および金融包摂の進捗に大きな開きがある。また、インドネシアやフィリピン、インドなど「人口ボーナス」期にある国々では、国内製造業の未発達や非効率な労働市場、社会的慣習など様々な要因を背景に、低中所得者層の一定割合が不安定な雇用・所得環境に置かれていることが、金融サービスへのアクセスの妨げの一因になっている。

こうしたなか、銀行による金融サービスのデジタル化や新たなモバイルバンキングアプリの導入、フィンテック企業などによるデジタル金融サービスの提供に加えて、銀行とフィンテック企業による連携の動きも活発化している。顧客層に応じた多様な金融サービスの選択肢が広がることにより、金融包摂及び金融サービスの高付加価値化への相乗効果を通じて、低所得層を含むリテール金融市場拡大が期待される。

中長期的には経済成長および所得水準の向上に伴うリテールローン市場の拡大が見込まれるものの、雇用・所得環境の改善による中間層の拡大と信用情報の蓄積・改善が鍵となる。規制枠組みの整備と併せて消費者のリテラシー向上を通じたリテール金融市場の健全な発展が期待される。

また、市場の拡大ペースは各国のクレジットサイクルや金融当局の規制動向等の影響を受ける可能性を念頭に置く必要がある。金融深化の観点で先行するタイでは、高水準の家計債務を受けた規制強化の影響などが、当面、消費者向け貸出拡大の重石となる可能性がある。近年、金融深化が急速に進展したベトナム、カンボジアでも、金融機関の不良債権比率の上昇に伴う貸出基準の厳格化などに伴い、短期的に拡大ペースが緩やかとなる可能性をみしておく必要がある。インドネシア、インドといった金融深化の途上にあり、かつ内需主導の成長が見込まれる国においては、消費者向けを含む金融市場の拡大余地は大きいとみられるが、金融当局が金融システム全体の健全な発展を主眼に規制枠組みの整備・強化など慎重なアプローチを採っており、経済成長および所得水準の向上に見合ったペースでの拡大が予想される。

以 上

<主な参考文献>

I. 総論

- ASEAN Secretariat, Australian Aid and UNCTAD [2015], “Consumer Credit and Banking,” 21 December 2015 (<https://asean.org/wp-content/uploads/2021/01/Consumer-Credit-Banking-Module.pdf>)
- BIS [2017], “The real effects of household debt in the short and long run,” BIS Working Papers No 607, 26 January 2017 (<https://www.bis.org/publ/work607.htm>)
- OECD [2021], “Strengthening Macroprudential Policies in Emerging Asia,” 29 June 2021 (<https://doi.org/10.1787/6f1ed069-en>)

II. 各国編

1. タイ

- 北野陽平[2016]、「ASEANにおける中小企業金融の現状と今後の展望」野村資本市場研究所、野村資本市場クォーターリー2016 冬号 2016 Vol.19-3 WINTER (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016win07.pdf>)
- 野村総合研究所[2015]、「タイにおける金融インフラ整備支援のための基礎的調査」報告書、平成 26 年度金融庁委託調査、2015 年 3 月 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20150626-2/01.pdf>)
- Bank of Thailand (BOT), “Financial Access Survey of Thai Households,” 各号(<https://www.bot.or.th/en/research-and-publications/reports/financial-access-survey-of-thai-households.html>)
- [2023], “Thailand’s household debt situation and financial vulnerabilities,” Monetary Policy Report Q4/2023 Box4. 28 November 2023(https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR_2023_Q4_BOX4.pdf)
- [2024], “Debt deleveraging process of Thai households,” Monetary Policy Report Q1/2024 Box3. 9 April 2024 (https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/monetary-policy/mpc-publication/monetary-policy-report/mpr-box/MPR_2024_Q1_BOX3.pdf)
- [2025a], “Financial Stability Report 2024,” 5 June 2025 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/research-and-publications/reports/financial-stability-report/FSR2024e.pdf>)
- [2025b], “Banking Sector Quarterly Brief (Q2 2025),” 19 August 2025 (<https://www.bot.or.th/content/dam/bot/documents/en/our-roles/banking-sector-quarterly-brief/q2-2025.pdf>)

w.bot.or.th/en/news-and-media/news/news-20250819-2.html)

Krungsri Research [2024a], “Thai Household Debt and risks to the economy,” 17 May 2024 (<https://www.krungsri.com/en/research/research-intelligence/household-debt>)

----- [2024b], “Industry Outlook 2024-2026: Credit Card,” 27 August 2024 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/credit-card/io/credit-card-2024-2026>)

----- [2025a], “Industry Outlook: Auto Hire Purchase,” 19 March 2025 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/auto-hire-purchase/ii/industry-indicator-auto-hire-purchase>)

----- [2025b], “Industry Indicator : Credit Card,” 19 March 2025 (<https://www.krungsri.com/en/research/industry/industry-outlook/financial-services/credit-card/ii/industry-indicator-credit-card>)

National Statistical Office Thailand (NSO) [2024], “The Household Socio-Economic Survey 2023,” (https://www.nso.go.th/nsoweb/nso/survey_detail/qC)

2. インドネシア

Nishimura & Asahi [2024], 「インドネシア：P2P 融資業の規制の最新情報」アジアニューズレター、2024 年 5 月 21 日号 (https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/asia_240521_ja.pdf)

Bank Indonesia [2025a], “Indonesia Financial System Statistics Period June 2025,” 30 June 2025 (<https://www.bi.go.id/en/statistik/ekonomi-keuangan/sski/default.aspx>)

----- [2025b], “Banking Survey Quarter 1 - 2025,” 5 May 2025 (<https://www.bi.go.id/en/publikasi/laporan/Pages/Survei-Perbankan-Tw-I-2025.aspx>)

----- [2025c] “Financial Stability Review No.44, February 2025” 23 June 2025 (https://www.bi.go.id/en/publikasi/laporan/Pages/KSK_4425.aspx)

BPS(Statistics Indonesia)[2023], “The National Labor Force Survey Booklet,” December 2023 (<https://www.bps.go.id/en/publication/2023/12/22/ffb3e2d42b94d727d97e78d8/the-national-labor-force-survey-booklet-august-2023.html>)

International Monetary Fund (IMF) [2024], “Indonesia: Financial Sector Assessment Program - Financial System Stability Assessment,” August 8, 2024 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2024/08/08/Indonesia-Financial-Sector-Assessment-Program-Financial-System-Stability-Assessment-553313>)

Otoritas Jasa Keuangan (OJK) [2024], “Roadmap of Financing Companies Development and Strengthening 2024-2028,” March 5, 2024 (<https://ojk.go.id/en/berita-dan-kegiatan/info-terkini/Pages/Roadmap-of-Financing-Companies-Development-and-Strengthening-2024-2028.aspx>)

- [2025a] “The Quarterly Report on Indonesia Financial Sector Development: Q4 2024,” 11 April 2025 (<https://www.ojk.go.id/iru/publication/detailpublication/12431/the-quarterly-report-on-indonesia-financial-sector-development-q1-2024>)
- [2025b] “Laporan Triwulan IV - 2024,” 17 April 2025 (<https://www.ojk.go.id/id/data-dan-statistik/laporan-triwulanan/Pages/Laporan-Triwulan-IV---2024.aspx>)
- [2025c], “Indonesia Banking Statistics - March 2025,” May 28, 2025 (<https://www.ojk.go.id/en/kanal/perbankan/data-dan-statistik/statistik-perbankan-indonesia/Pages/Indonesia-Banking-Statistic---March-2025.aspx>)

3. フィリピン

- Bangko Sentral ng Pilipinas [2024], “Annual Report 2023” (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Annual%20Report/AnnRep_2023.pdf)
- [2025], “Consumer Finance Survey Report 2021,” 14 March, 2025 (https://www.bsp.gov.ph/Media_And_Research/Consumer%20Finance%20Survey/CFS_2021.pdf)
 - [2025], “Report on the Philippine Financial System Second Semester 2024,” May 2025 (https://www.bsp.gov.ph/Lists/Report%20on%20the%20Philippine%20Financial%20System/Attachments/33/StatRep_2Sem2024.pdf)

4. ベトナム

- 国際協力銀行[2023]、「第 17 章 金融制度」『ベトナムの投資環境』2023 年 2 月 (https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv_vietnam17.pdf)
- National Statistics Office [2025], “Về kết quả Khảo sát mức sống dân cư năm 2024,” May 2025(<https://www.nso.gov.vn/wp-content/uploads/2025/05/thong-cao-bao-chi-ks-msdc2024.pdf>)
- The State Bank of Viet Nam [2024], “Annual Report 2023,” December 27, 2024 (<https://dtktkt.sbv.gov.vn/webcenter/ShowProperty?nodeId=/UCMServer/SBV621213//idcPrimaryFile&revision=latestreleased>)

5. カンボジア

- AMRO [2022], “AMRO Annual Consultation Report Cambodia - 2022,” December 2022 (https://amro-asia.org/wp-content/uploads/dlm_uploads/2023/04/AMRO-Annual-Consultation-Report-on-Cambodia-2022_for-publication.pdf)
- [2024], “AMRO’s 2024 Annual Consultation Report on Cambodia,” December 21, 2023(<https://amro-asia.org/amros-2024-annual-consultation-report-on-cambodia>)
- National Bank of Cambodia [2025], “Financial Stability Review 2024,” May 2025 (https://www.nbc.gov.kh/download_files/publication/fsr_eng/FSR_2024_Final_250512@10am.pdf)

National Institute of Statistics [2024], “Report of Cambodia Socio-Economic Survey 2023,” October 2024 (https://nis.gov.kh/nis/CSES/Final%20Report%20of%20Cambodia%20Socio-Economic%20Survey%202023_EN.pdf)

World Bank [2025], “Cambodia Economic Update June 2025,” June 2025 (<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099060925065018354/pdf/P506814-501fedcb-5a78-4603-a512-479686a9338a.pdf>)

6. インド

井上武[2020]、「インドの金融発展－経済成長と貧困削減に向けた銀行部門の役割－」晃洋書房、2020年10月30日

福地亜希[2019]、「景気拡大への重石となることが懸念されるインドのノンバンク問題」国際通貨研究所『IIMA の目』ei2019.19、2019年7月8日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2019/ei2019.19.pdf>)

----- [2021a]、「インドにおける不良債権問題～Bad Bank は打開策となるのか？」国際通貨研究所『IIMA の目』ei2021.17、2021年6月7日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2021/ei2021.17.pdf>)

----- [2021b]、「インドの経済情勢と今後の見通し～コロナ後は金融セクターと地政学リスクに焦点～」国際通貨研究所 Newsletter (nl.2021.15)、2021年9月29日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2021/nl2021.15.pdf>)

----- [2023]、「インドの金融セクター～健全化で進展も、成長分野への資金供給拡大が課題～」国際通貨研究所『IIMA コメンタリー』ei2023.17、2023年8月1日 (<https://www.iima.or.jp/docs/column/2023/ei2023.17.pdf>)

Deposit Insurance and Credit Guarantee Cooperation (DICGC) [2023], “Annual Report 2022-23 - English,” July 2023 (https://www.dicgc.org.in/PUB_AnnualReports.html)

Fintech Association for Consumer Empowerment (FACE) [2025], “Fintech Personal Loans, Apr 18-Dec 24,” April 2025 (<https://faceofindia.org/wp-content/uploads/2025/04/Fintech-Personal-Loans-Apr-18-Dec-24.pdf>)

International Monetary Fund (IMF) [2018], “Financial System Stability Assessment,” Country Report No. 2017/390, Washington, DC. December 21, 2017 (<https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2017/12/21/India-Financial-System-Stability-Assessment-Press-Release-and-Statement-by-the-Executive-45497>)

----- [2022], “Financial Sector and Economic Growth in India,” July 8, 2022 (<https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2022/07/08/Financial-Sector-and-Economic-Growth-in-India-520580>)

----- [2023a], “India’s Financial System : Building the Foundation for Strong and Sustainable Growth,” July 6, 2023 (<https://www.imf.org/en/Publications/Books/Issues/2023>)

[/07/06/Indias-Financial-System-Building-the-Foundation-for-Strong-and-Sustainable-Growth-523790](#))

- Ministry of Statistics and Programme Implementation, National Statistical Office (NSO), Government of India [2025], “Annual Report Periodic Labour Force Survey (PLFS) July 2023-June 2024,” June 2025 (<https://www.mospi.gov.in/>)
- National Payments Corporation of India (NPCI) [2023], “The Rise and Evolution of India’s Digital Finance,” 2023 (<https://www.npci.org.in/PDF/npci/knowledge-center/partner-whitepapers/The-Rise-and-Evolution-of-India's-Digital-Finance.pdf>)
- People Research on India's Consumer Economy (PRICE)[2023], “Gearing Up For a Billion-Plus Middle Class by 2047,” March 10, 2023 (<https://www.price360.in/publication-details.php?url=gearing-up-for-a-billionplus-middle-class-by-2047>)
- Reserve Bank of India (RBI) [2021a], “Discussion Paper on Revised Regulatory Framework for NBFCs - A Scale-Based Approach,” Jan 22, 2021 (<https://rbi.org.in/scripts/PublicationsView.aspx?Id=20316>)
- [2023], “An Analysis of the Recent Performance of NBFC Sector,” September 18, 2023 ([An Analysis of the Recent Performance of NBFC Sector - RBI](#))
- [2024a], “Dynamics of Credit Growth in the Retail Segment: Risk and Stability Concerns,” Articles, Reserve Bank of India Bulletin - January 2024, January 18, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/publications/rbi-bulletin/index?&publishDateFrom=2024-01-18&publishDateTo=2024-01-18&monthAndYear=false>)
- [2024b], “Report on Trend and Progress of Banking in India,” December 26, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/-/publications/report-on-trend-and-progress-of-banking-in-india-2023-2024-1>)
- [2024c], “Report on Currency and Finance 2023-24,” July 29, 2024 (<https://website.rbi.org.in/web/rbi/-/publications/report-on-currency-and-finance-2024>)
- [2025a], “Annual Report for the Year 2024-25,” May 29, 2025 (https://website.rbi.org.in/web/rbi/publications/reports/annual_report/annual_report_chapterwise?&publishDateFrom=2025-01-01&publishDateTo=2025-12-31)
- [2025b], “Financial Stability Report, June 2025,” June 30, 2025 (<https://website.rbi.org.in/en/web/rbi/-/publications/reports/financial-stability-report-june-2025>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>